

岐阜県

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1)報告農場数及び頭羽数

(令和6年2月1日現在)

	牛								水牛				鹿				馬				めん羊			
	乳 用				肉 用																			
	報 告 数				報 告 数				報 告 数				報 告 数				報 告 数							
		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め ず 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め ず 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め ず 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め ず 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め ず 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め ず 以 外
農場数	80	1	2	77	410	6	6	398	0	0	0	0	1	0	1	0	73	1	29	43	16	0	11	5
全国	10,875	621	44	10,210	33,252	746	857	31,649	15	0	4	11	165	0	97	68	4,167	43	917	3,207	995	0	566	429
全国シェア	0.7%	0.2%	4.5%	0.8%	1.2%	0.8%	0.7%	1.3%	－	－	－	－	0.6%	－	1.0%	－	1.8%	2.3%	3.2%	1.3%	1.6%	－	1.9%	1.2%
頭羽数	5,005	435	2	4,568	33,732	3,685	6	30,041	0	0	0	0	2	0	2	0	924	449	29	446	75	0	31	44
全国	1,327,723	401,067	41	926,615	2,425,957	852,344	858	1,572,755	155	0	4	151	3,456	0	195	3,261	77,595	23,388	917	53,290	23,105	0	1,387	21,718
全国シェア	0.4%	0.1%	4.9%	0.5%	1.4%	0.4%	0.7%	1.9%	－	－	－	－	0.1%	－	1.0%	－	1.2%	1.9%	3.2%	0.8%	0.3%	－	2.2%	0.2%

	山羊				豚				いのしし				鶏								あひる			
	報 告 数				報 告 数				報 告 数				採 卵				肉 用							
													報 告 数				報 告 数							
		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め ず		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め ず		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め ず		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め ず		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め ず				
農場数	163	0	147	16	74	9	43	22	4	0	4	0	336	13	252	71	24	3	0	21	34	0	32	2
全国	5,061	0	4,351	710	5,642	826	1,710	3,106	209	0	191	18	12,804	506	9,377	2,921	3,797	338	300	3,159	911	7	823	81
全国シェア	3.2%	－	3.4%	2.3%	1.3%	1.1%	2.5%	0.7%	1.9%	－	2.1%	－	2.6%	2.6%	2.7%	2.4%	0.6%	0.9%	－	0.7%	3.7%	－	3.9%	2.5%
頭羽数	662	0	338	324	94,858	72,137	54	22,667	5	0	5	0	5,871,674	4,724,699	4,040	1,142,935	1,076,724	511,400	66	565,258	1,313	0	113	1,200
全国	22,019	614	9,135	12,270	8,808,985	5,891,000	2,345	2,915,640	724	0	335	389	189,514,566	145,856,042	144,482	43,514,042	155,420,720	50,107,400	5,894	105,307,426	350,136	121,983	7,123	221,030
全国シェア	3.0%	－	3.7%	2.6%	1.1%	1.2%	2.3%	0.8%	0.7%	－	1.5%	－	3.1%	3.2%	2.8%	2.6%	0.7%	1.0%	1.1%	0.5%	0.4%	－	1.6%	0.5%

	うずら				きじ				だちょう				ほろほろ鳥				七面鳥			
	報 告 数				報 告 数				報 告 数				報 告 数				報 告 数			
		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め ず		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め ず		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め ず		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め ず		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め ず
農場数	10	0	10	0	4	0	3	1	2	0	2	0	3	0	3	0	3	0	3	0
全国	600	16	555	29	209	0	176	33	209	0	172	37	74	0	67	7	106	0	98	8
全国シェア	1.7%	－	1.8%	－	1.9%	－	1.7%	3.0%	1.0%	－	1.2%	－	4.1%	－	4.5%	－	2.8%	－	3.1%	－
頭羽数	59	0	59	0	413	0	13	400	3	0	3	0	16	0	16	0	10	0	10	0
全国	4,167,779	3,321,000	3,386	843,393	45,965	0	1,626	44,339	3,125	0	474	2,651	9,506	0	1,390	8,116	2,396	0	614	1,782
全国シェア	0.0%	－	1.7%	－	0.9%	－	0.8%	0.9%	0.1%	－	0.6%	－	0.2%	－	1.2%	－	0.4%	－	1.6%	－

※ 当該年の家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

※ 大規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

- (1) 成牛（次のイ、ロに該当するもの）の場合 200頭以上
 - イ 月齢が満17月以上の肥育牛（乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。）
 - ロ 月齢が満24月以上のその他の牛
- (2) 育成牛（次のイ、ロに該当するもの）の場合 3,000頭以上
 - イ 月齢が満4月以上満17月未満の肥育牛（乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。）
 - ロ 月齢が満4月以上満24月未満のその他の牛
- (3) 水牛・馬の場合 200頭以上

- (4) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 3,000頭以上
- (5) 鶏・うずらの場合 10万羽以上
- (6) あひる・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 1万羽以上

※ 小規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

- (1) 牛・水牛・馬の場合 1頭
- (2) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6頭未満
- (3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100羽未満
- (4) だちょうの場合 10羽未満

(2)飼養衛生管理基準の遵守状況

① 牛	対象農場数				
	乳用	全体	78	うち大規模	1
	肉用	全体	404	うち大規模	6

	1家畜所有者の責務					2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践					3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底											
	①関係法令の遵守		②地域の畜産関係者との協力		③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	④家保等から提供される情報の確認		⑤講習会等による家畜防疫情報の把握		⑥飼養衛生管理の定期的な点検	⑦衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑧家保の指導の遵守		⑨マニュアルの作成		⑩看板設置等の措置		⑪従事者への衛生情報の周知徹底				
遵守農場数(乳用)	78	(100.0%)	78	(100.0%)	78	(100.0%)	78	(100.0%)	75	(96.2%)	78	(100.0%)	74	(94.9%)	78	(100.0%)	72	(92.3%)	71	(91.0%)	77	(98.7%)
遵守農場数(肉用)	404	(100.0%)	397	(98.3%)	403	(99.8%)	403	(99.8%)	328	(81.2%)	387	(95.8%)	346	(85.6%)	403	(99.8%)	342	(84.7%)	322	(79.7%)	362	(89.6%)

	4記録の作成及び保管								5大規模所有者が講ずる措置			6獣医師等の健康管理指導										
	①立入者に関する記録の作成・保管		②消毒の実施に関する記録の作成・保管		③立入者の海外渡航記録の作成・保管		④従事者の海外渡航記録の作成・保管		⑤家畜の導入に関する記録の作成・保管		⑥家畜の移動に関する記録の作成・保管		⑦家畜の異状に関する記録の作成・保管		⑧農場指導に関する記録の作成・保管		⑨通報ルールの作成等		⑩畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置			
遵守農場数(乳用)	69	(88.5%)	65	(83.3%)	77	(98.7%)	77	(98.7%)	78	(100.0%)	78	(100.0%)	78	(100.0%)	78	(100.0%)	—	—	—	—	78	(100.0%)
遵守農場数(肉用)	322	(79.7%)	285	(70.5%)	383	(94.8%)	393	(97.3%)	402	(99.5%)	401	(99.3%)	401	(99.3%)	395	(97.8%)	6	(100.0%)	6	(100.0%)	392	(97.0%)

	7家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備	8衛生管理区域の設定				9放牧制限の準備	10埋却等の準備	11愛玩動物の飼養禁止	12密飼いの防止	13衛生管理区域への必要のない者の立入制限	14他の畜産施設等に立ち入った者等の衛生管理区域への立入制限	15衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等										
		①衛生管理区域の境界の明確化		②適切な衛生管理区域の設定									③出入口等の適正配置									
遵守農場数(乳用)	78	(100.0%)	72	(92.3%)	76	(97.4%)	78	(100.0%)	77	(98.7%)	75	(96.2%)	66	(84.6%)	78	(100.0%)	78	(100.0%)	77	(98.7%)	73	(93.6%)
遵守農場数(肉用)	394	(97.5%)	341	(84.4%)	366	(90.6%)	390	(96.5%)	387	(95.8%)	382	(94.6%)	350	(86.6%)	402	(99.5%)	393	(97.3%)	396	(98.0%)	343	(84.9%)

	16衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			17衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		18他の畜産施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	19海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	20飲用水の給与	21安全な資材の利用	22家畜を導入する際の健康観察等												
	①衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における交差汚染の防止					①導入元の疾病発生状況等の確認	②導入家畜の隔離の実施											
遵守農場数(乳用)	75	(96.2%)	62	(79.5%)	78	(100.0%)	68	(87.2%)	57	(73.1%)	75	(96.2%)	76	(97.4%)	75	(96.2%)	78	(100.0%)	78	(100.0%)	72	(92.3%)
遵守農場数(肉用)	374	(92.6%)	256	(63.4%)	393	(97.3%)	333	(82.4%)	256	(63.4%)	369	(91.3%)	395	(97.8%)	356	(88.1%)	403	(99.8%)	401	(99.3%)	346	(85.6%)

	23畜舎に立ち入る者の手指消毒等	24畜舎の入口における靴の交換又は消毒		25器具の定期的な清掃又は消毒等		26畜舎への不必要な物品の持込み制限	27死体保管場所への野生動物の侵入防止	28給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	29ねずみ及び害虫の駆除	30衛生管理区域内の整理整頓及び消毒												
		①畜舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒	①器具の定期的な清掃・消毒	②使用物品の1頭ごとの交換等					①ねずみ等の隠れ場所の一扫	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒											
遵守農場数(乳用)	73	(93.6%)	76	(97.4%)	78	(100.0%)	78	(100.0%)	77	(98.7%)	74	(94.9%)	74	(94.9%)	70	(89.7%)	74	(94.9%)				
遵守農場数(肉用)	331	(81.9%)	360	(89.1%)	394	(97.5%)	374	(92.6%)	401	(99.3%)	393	(97.3%)	390	(96.5%)	351	(86.9%)	370	(91.6%)	310	(76.7%)	353	(87.4%)

	31畜舎等施設の清掃及び消毒	32毎日の家畜の健康観察	33衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	34衛生管理区域から退出する車両の消毒	35衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	36家畜の出荷又は移動時の健康観察		37特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止												
						①家畜の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①特定症状の早期通報	②特定症状発見時の出荷・移動の制限	③特定症状発見時の物品の持出し制限										
遵守農場数(乳用)	74	(94.9%)	78	(100.0%)	74	(94.9%)	65	(83.3%)	73	(93.6%)	78	(100.0%)	78	(100.0%)	78	(100.0%)	78	(100.0%)	78	(100.0%)
遵守農場数(肉用)	356	(88.1%)	403	(99.8%)	324	(80.2%)	332	(82.2%)	381	(94.3%)	401	(99.3%)	395	(97.8%)	404	(100.0%)	404	(100.0%)	404	(100.0%)

	38特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止							
	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等				
遵守農場数(乳用)	78	(100.0%)	78	(100.0%)	78	(100.0%)	78	(100.0%)
遵守農場数(肉用)	404	(100.0%)	404	(100.0%)	404	(100.0%)	404	(100.0%)

[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践					3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	④家保等から提供される情報の確認	⑤講習会等による家畜防疫情報の把握	⑥飼養衛生管理の定期的な点検	⑦衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑧家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底
遵守農場数(採卵)	84 (100.0%)	84 (100.0%)	84 (100.0%)	84 (100.0%)	83 (98.8%)	84 (100.0%)	83 (98.8%)	84 (100.0%)	79 (94.0%)	75 (89.3%)	82 (97.6%)
遵守農場数(肉用)	24 (100.0%)	24 (100.0%)	24 (100.0%)	24 (100.0%)	22 (91.7%)	24 (100.0%)	23 (95.8%)	24 (100.0%)	24 (100.0%)	23 (95.8%)	24 (100.0%)

[illegible][illegible][illegible]

④ 馬	対象農場数			
	全体	44	うち大規模	1

岐阜県

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践					3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の馬所有者等との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底
遵守農場数	44 (100.0%)	42 (95.5%)	44 (100.0%)	43 (97.7%)	41 (93.2%)	43 (97.7%)	40 (90.9%)	44 (100.0%)	40 (90.9%)	38 (86.4%)	40 (90.9%)

	4記録の作成及び保管								5獣医師等の 健康管理指導
	①立入者に関する記録 の作成・保管	②消毒の実施に関する 記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録 の作成・保管	④従事者の海外渡航記録 の作成・保管	⑤馬の導入に関する 記録の作成・保管	⑥馬の移動に関する 記録の作成・保管	⑦馬の異状に関する 記録の作成・保管	⑧農場指導に関する 記録の作成・保管	
遵守農場数	38 (86.4%)	37 (84.1%)	43 (97.7%)	43 (97.7%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	42 (95.5%)	42 (95.5%)

	6衛生管理区域の設定			7衛生管理区域への必要のない者への立入制限	8他の馬飼養施設等に立ち入った者の衛生管理区域への立入制限	9衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	10衛生管理区域に立入る車両の消毒等	11他の馬飼養施設等で使用した物品の消毒等	12海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	13飲用水の給与
	①衛生管理区域の境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置							
遵守農場数	43 (97.7%)	43 (97.7%)	43 (97.7%)	42 (95.5%)	43 (97.7%)	42 (95.5%)	43 (97.7%)	43 (97.7%)	43 (97.7%)	43 (97.7%)

	14馬を導入する際の健康観察等		15厩舎に立ち入る者の手指消毒等	16厩舎の入口における靴の交換又は消毒		17器具の定期的な清掃・消毒等	18厩舎への不必要な物品の持込み制限	19死体保管場所への野生動物の侵入防止	20給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	21衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	
	①導入元の疾病発生状況の確認	②導入家畜の隔離の実施		①厩舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒					①ねずみ等の隠れ場所の一指	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒
遵守農場数	44 (100.0%)	44 (100.0%)	40 (90.9%)	39 (88.6%)	42 (95.5%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	43 (97.7%)	40 (90.9%)	38 (86.4%)	41 (93.2%)

	22厩舎等施設の清掃及び消毒	23毎日の馬の健康観察	24衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	25衛生管理区域から退出する車両の消毒	26衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	27馬の出荷又は移動時の健康観察		28異常が確認された場合の出荷・移動の停止			
						①馬の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等
遵守農場数	42 (95.5%)	44 (100.0%)	42 (95.5%)	42 (95.5%)	43 (97.7%)	43 (97.7%)	43 (97.7%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)

※ 対象農場数とは、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏の5については、大規模農場のみが対象となる)。
※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。()内は遵守農場数を、対象農場数で除した遵守率。
※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。
※ 対象農場数が2以下の場合は遵守状況を公表していない。

2. 家畜防疫員の確保の状況

(令和6年4月1日現在)																				
総計	獣 医 師																		獣 医 師 以 外 の 者	
	A+B+ C+D	合計 A+B+ C	地 方 公 共 団 体										民 間 団 体				個人診療 C			
			計 A	都 道 府 県			地方 農林 事務所等	家畜 保健 衛生所	畜産 試験 場等	地方 衛生 研究所	食肉 衛生 検査所	保健所	市 町 村	その他	計 B	農業 共済 団体		農業 協同 組合		その他
				本 庁																
				家 畜 衛生 関係	公 衆 衛生 関係	その他														
156	156	156	6	12	2	6	49	10	5	18	34	0	14	0	0	0	0	0	0	

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤者については、主として行っている業務の所属員として集計。

(単位:人)

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。

(単位: 人)

3. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
1,237	1,237	0	100.0%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数

静岡県

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1) 報告農場数及び頭羽数

(令和6年2月1日現在)

	牛								水牛				鹿				馬				めん羊			
	乳 用				肉 用																			
	報 告 数				報 告 数				報 告 数				報 告 数				報 告 数							
		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外
農場数	159	8	2	149	133	6	2	125	1	0	0	1	6	0	4	2	89	0	24	65	39	0	27	12
全国	10,875	621	44	10,210	33,252	746	857	31,649	15	0	4	11	165	0	97	68	4,167	43	917	3,207	995	0	566	429
全国シェア	1.5%	1.3%	4.5%	1.5%	0.4%	0.8%	0.2%	0.4%	6.7%	－	－	9.1%	3.6%	－	4.1%	2.9%	2.1%	－	2.6%	2.0%	3.9%	－	4.8%	2.8%
頭羽数	13,275	3,461	2	9,812	20,264	5,484	2	14,778	6	0	0	6	66	0	7	59	975	0	24	951	305	0	62	243
全国	1,327,723	401,067	41	926,615	2,425,957	852,344	858	1,572,755	155	0	4	151	3,456	0	195	3,261	77,595	23,388	917	53,290	23,105	0	1,387	21,718
全国シェア	1.0%	0.9%	4.9%	1.1%	0.8%	0.6%	0.2%	0.9%	3.9%	－	－	4.0%	1.9%	－	3.6%	1.8%	1.3%	－	2.6%	1.8%	1.3%	－	4.5%	1.1%

	山羊				豚				いのしし				鶏								あひる			
	報 告 数				報 告 数				報 告 数				採 卵				肉 用							
													報 告 数				報 告 数							
	うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外	
農場数	201	0	171	30	157	7	77	73	6	0	6	0	297	6	206	85	33	3	2	28	43	0	42	1
全国	5,061	0	4,351	710	5,642	826	1,710	3,106	209	0	191	18	12,804	506	9,377	2,921	3,797	338	300	3,159	911	7	823	81
全国シェア	4.0%	－	3.9%	4.2%	2.8%	0.8%	4.5%	2.4%	2.9%	－	3.1%	－	2.3%	1.2%	2.2%	2.9%	0.9%	0.9%	0.7%	0.9%	4.7%	－	5.1%	1.2%
頭羽数	767	0	376	391	89,303	28,771	101	60,431	10	0	10	0	4,945,704	4,245,549	3,644	696,511	1,151,607	365,000	101	786,506	543	0	385	158
全国	22,019	614	9,135	12,270	8,808,985	5,891,000	2,345	2,915,640	724	0	335	389	189,514,566	145,856,042	144,482	43,514,042	155,420,720	50,107,400	5,894	105,307,426	350,136	121,983	7,123	221,030
全国シェア	3.5%	－	4.1%	3.2%	1.0%	0.5%	4.3%	2.1%	1.4%	－	3.0%	－	2.6%	2.9%	2.5%	1.6%	0.7%	0.7%	1.7%	0.7%	0.2%	－	5.4%	0.1%

	うずら				きじ				だちょう				ほろほろ鳥				七面鳥			
	報 告 数				報 告 数				報 告 数				報 告 数				報 告 数			
		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外
農場数	21	1	18	2	7	0	6	1	13	0	8	5	5	0	4	1	6	0	6	0
全国	600	16	555	29	209	0	176	33	209	0	172	37	74	0	67	7	106	0	98	8
全国シェア	3.5%	6.3%	3.2%	6.9%	3.3%	－	3.4%	3.0%	6.2%	－	4.7%	13.5%	6.8%	－	6.0%	14.3%	5.7%	－	6.1%	－
頭羽数	259,157	140,000	157	119,000	1,030	0	30	1,000	110	0	20	90	237	0	21	216	18	0	18	0
全国	4,167,779	3,321,000	3,386	843,393	45,965	0	1,626	44,339	3,125	0	474	2,651	9,506	0	1,390	8,116	2,396	0	614	1,782
全国シェア	6.2%	4.2%	4.6%	14.1%	2.2%	－	1.8%	2.3%	3.5%	－	4.2%	3.4%	2.5%	－	1.5%	2.7%	0.8%	－	2.9%	－

※ 当該年の家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

※ 大規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

- (1) 成牛（次のイ、ロに該当するもの）の場合 200頭以上
イ 月齢が満17月以上の肥育牛（乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。）
ロ 月齢が満24月以上のその他の牛
- (2) 育成牛（次のイ、ロに該当するもの）の場合 3,000頭以上
イ 月齢が満4月以上満17月未満の肥育牛（乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。）
ロ 月齢が満4月以上満24月未満のその他の牛
- (3) 水牛・馬の場合 200頭以上

- (4) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 3,000頭以上
- (5) 鶏・うずらの場合 10万羽以上
- (6) あひる・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 1万羽以上

※ 小規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

- (1) 牛・水牛・馬の場合 1頭
- (2) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6頭未満
- (3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100羽未満
- (4) だちょうの場合 10羽未満

(2)飼養衛生管理基準の遵守状況

① 牛	対象農場数				
	乳用	全体	157	うち大規模	8
	肉用	全体	131	うち大規模	6

	1家畜所有者の責務					2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践					3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底											
	①関係法令の遵守		②地域の畜産関係者との協力		③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	④家保等から提供される情報の確認		⑤講習会等による家畜防疫情報の把握		⑥飼養衛生管理の定期的な点検		⑦衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成		⑧家保の指導の遵守		①マニュアルの作成		②看板設置等の措置		③従事者への衛生情報の周知徹底		
遵守農場数(乳用)	157	(100.0%)	155	(98.7%)	148	(94.3%)	154	(98.1%)	132	(84.1%)	149	(94.9%)	112	(71.3%)	154	(98.1%)	73	(46.5%)	84	(53.5%)	128	(81.5%)
遵守農場数(肉用)	128	(97.7%)	125	(95.4%)	128	(97.7%)	128	(97.7%)	108	(82.4%)	121	(92.4%)	96	(73.3%)	128	(97.7%)	61	(46.6%)	69	(52.7%)	105	(80.2%)

	4記録の作成及び保管								5大規模所有者が講ずる措置			6獣医師等の健康管理指導										
	①立入者に関する記録の作成・保管		②消毒の実施に関する記録の作成・保管		③立入者の海外渡航記録の作成・保管		④従事者の海外渡航記録の作成・保管		⑤家畜の導入に関する記録の作成・保管		⑥家畜の移動に関する記録の作成・保管		⑦家畜の異状に関する記録の作成・保管		⑧農場指導に関する記録の作成・保管		①通報ルールの作成等		②畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置			
遵守農場数(乳用)	103	(65.6%)	51	(32.5%)	140	(89.2%)	144	(91.7%)	151	(96.2%)	155	(98.7%)	153	(97.5%)	132	(84.1%)	7	(87.5%)	8	(100.0%)	149	(94.9%)
遵守農場数(肉用)	80	(61.1%)	38	(29.0%)	120	(91.6%)	122	(93.1%)	128	(97.7%)	130	(99.2%)	124	(94.7%)	107	(81.7%)	6	(100.0%)	6	(100.0%)	116	(88.5%)

	7家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備	8衛生管理区域の設定				9放牧制限の準備	10埋却等の準備	11愛玩動物の飼養禁止	12密飼いの防止	13衛生管理区域への必要のない者の立入制限	14他の畜産施設等に立ち入った者等の衛生管理区域への立入制限	15衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等										
		①衛生管理区域の境界の明確化		②適切な衛生管理区域の設定									③出入口等の適正配置									
遵守農場数(乳用)	146	(93.0%)	120	(76.4%)	140	(89.2%)	147	(93.6%)	146	(93.0%)	149	(94.9%)	99	(63.1%)	156	(99.4%)	149	(94.9%)	152	(96.8%)	99	(63.1%)
遵守農場数(肉用)	114	(87.0%)	104	(79.4%)	110	(84.0%)	122	(93.1%)	127	(96.9%)	120	(91.6%)	106	(80.9%)	129	(98.5%)	127	(96.9%)	125	(95.4%)	79	(60.3%)

	16衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			17衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		18他の畜産施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	19海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	20飲用水の給与	21安全な資材の利用	22家畜を導入する際の健康観察等												
	①衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における交差汚染の防止					①導入元の疾病発生状況等の確認	②導入家畜の隔離の実施											
遵守農場数(乳用)	111	(70.7%)	65	(41.4%)	155	(98.7%)	104	(66.2%)	47	(29.9%)	139	(88.5%)	144	(91.7%)	148	(94.3%)	146	(93.0%)	153	(97.5%)	126	(80.3%)
遵守農場数(肉用)	83	(63.4%)	49	(37.4%)	117	(89.3%)	83	(63.4%)	41	(31.3%)	111	(84.7%)	124	(94.7%)	125	(95.4%)	124	(94.7%)	127	(96.9%)	102	(77.9%)

	23畜舎に立ち入る者の手指消毒等	24畜舎の入口における靴の交換又は消毒		25器具の定期的な清掃又は消毒等		26畜舎への不必要な物品の持込み制限	27死体保管場所への野生動物の侵入防止	28給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	29ねずみ及び害虫の駆除	30衛生管理区域内の整理整頓及び消毒												
		①畜舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒	①器具の定期的な清掃・消毒	②使用物品の1頭ごとの交換等					①ねずみ等の隠れ場所の一指	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒											
遵守農場数(乳用)	101	(64.3%)	103	(65.6%)	151	(96.2%)	147	(93.6%)	155	(98.7%)	154	(98.1%)	146	(93.0%)	111	(70.7%)	127	(80.9%)	88	(56.1%)	137	(87.3%)
遵守農場数(肉用)	74	(56.5%)	70	(53.4%)	128	(97.7%)	122	(93.1%)	128	(97.7%)	128	(97.7%)	112	(85.5%)	99	(75.6%)	107	(81.7%)	85	(64.9%)	118	(90.1%)

	31畜舎等施設の清掃及び消毒	32毎日の家畜の健康観察	33衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	34衛生管理区域から退出する車両の消毒	35衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	36家畜の出荷又は移動時の健康観察		37特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止												
						①家畜の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①特定症状の早期通報	②特定症状発見時の出荷・移動の制限	③特定症状発見時の物品の持出し制限										
遵守農場数(乳用)	112	(71.3%)	157	(100.0%)	99	(63.1%)	99	(63.1%)	139	(88.5%)	157	(100.0%)	147	(93.6%)	155	(98.7%)	152	(96.8%)	155	(98.7%)
遵守農場数(肉用)	105	(80.2%)	129	(98.5%)	56	(42.7%)	89	(67.9%)	110	(84.0%)	128	(97.7%)	128	(97.7%)	130	(99.2%)	129	(98.5%)	130	(99.2%)

	38特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止							
	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等				
遵守農場数(乳用)	157	(100.0%)	157	(100.0%)	157	(100.0%)	157	(100.0%)
遵守農場数(肉用)	130	(99.2%)	130	(99.2%)	130	(99.2%)	129	(98.5%)

② 豚

対象農場数			
全体	80	うち大規模	7

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践					3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底
遵守農場数	78 (97.5%)	78 (97.5%)	75 (93.8%)	79 (98.8%)	72 (90.0%)	78 (97.5%)	78 (97.5%)	80 (100.0%)	64 (80.0%)	65 (81.3%)	75 (93.8%)

	4記録の作成及び保管								5大規模所有者が講ずる措置		
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤家畜の導入に関する記録の作成・保管	⑥家畜の移動に関する記録の作成・保管	⑦家畜の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	①通報ルールを作成等	②畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置	③対応計画の策定
遵守農場数	67 (83.8%)	57 (71.3%)	79 (98.8%)	78 (97.5%)	79 (98.8%)	78 (97.5%)	76 (95.0%)	73 (91.3%)	6 (85.7%)	5 (71.4%)	2 (28.6%)

	6獣医師等の健康管理指導	7家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備	8衛生管理区域の設定			9放牧制限の準備	10埋却等の準備	11愛玩動物の飼養禁止	12密飼いの防止	13衛生管理区域への必要のない者の立入制限	14他の畜産施設等に立ち入った者等の衛生管理区域への立入制限
			①衛生管理区域の境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置						
遵守農場数	76 (95.0%)	77 (96.3%)	79 (98.8%)	70 (87.5%)	78 (97.5%)	79 (98.8%)	74 (92.5%)	74 (92.5%)	78 (97.5%)	79 (98.8%)	79 (98.8%)

	15衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	16衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			17衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		18他の畜産施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	19海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	20飲用水の給与
		①衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における交差汚染の防止			
遵守農場数	69 (86.3%)	74 (92.5%)	55 (68.8%)	79 (98.8%)	76 (95.0%)	62 (77.5%)	75 (93.8%)	75 (93.8%)	71 (88.8%)

	21処理済みの飼料の利用			22安全な資材の利用	23衛生管理区域への野生動物の侵入防止			24家畜を導入する際の健康観察等		25畜舎に立ち入る者の手指消毒等
	①食品循環資源の適正処理	②加熱後の交差汚染防止	③未加熱飼料の持込み制限		①防護柵の設置等	②定期点検・修繕	③防護柵周囲の除草	①導入元の疾病発生状況等の確認	②導入家畜の隔離の実施	
遵守農場数	80 (100.0%)	80 (100.0%)	80 (100.0%)	79 (98.8%)	79 (98.8%)	78 (97.5%)	77 (96.3%)	77 (96.3%)	72 (90.0%)	69 (86.3%)

	26畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用				27器具の定期的な清掃又は消毒等		28畜舎外での病原体による汚染防止		
	①畜舎専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣時の交差汚染の防止	③畜舎内外での作業者の区分等	④汚れた衣服・靴の洗浄・消毒等	①器具の定期的な清掃・消毒	②使用物品の1頭ごとの交換等	①畜舎への不必要な物品の持込み制限	②畜舎間移動の際のケージ・リフト等の使用	③畜舎出入口における重機・一輪車等の洗浄・消毒
遵守農場数	46 (57.5%)	43 (53.8%)	53 (66.3%)	79 (98.8%)	78 (97.5%)	75 (93.8%)	80 (100.0%)	66 (82.5%)	64 (80.0%)

	29野生動物侵入防止のためのネット等の設置等			30給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	31ねずみ及び害虫の駆除		32衛生管理区域内の整理整頓及び消毒		33畜舎等施設の清掃及び消毒	34毎日の家畜の健康観察	35衛生管理区域から退出する者の手指消毒等
	①防鳥ネット等の設置	②定期点検・修繕	③放牧場の給餌場所における防鳥ネットの設置等		①殺そ剤・殺虫剤の散布、粘着シートの設置等	②畜舎の破損箇所の修繕	①ねずみ等の隠れ場所の一掃	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒			
遵守農場数	62 (77.5%)	72 (90.0%)	76 (95.0%)	77 (96.3%)	77 (96.3%)	75 (93.8%)	67 (83.8%)	69 (86.3%)	71 (88.8%)	80 (100.0%)	68 (85.0%)

	36衛生管理区域から退出する車両の消毒	37衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	38家畜の出荷又は移動時の健康観察		39特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止			40特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止			
			①家畜の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①特定症状の早期通報	②特定症状発見時の出荷・移動の制限	③特定症状発見時の物品の持出し制限	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等
遵守農場数	70 (87.5%)	75 (93.8%)	80 (100.0%)	76 (95.0%)	80 (100.0%)	78 (97.5%)	80 (100.0%)	79 (98.8%)	80 (100.0%)	80 (100.0%)	80 (100.0%)

③ 鶏

対象農場数				
採卵	全体	91	うち大規模	6
肉用	全体	31	うち大規模	3

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践						3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	④家保等から提供される情報の確認	⑤講習会等による家畜防疫情報の把握	⑥飼養衛生管理の定期的な点検	⑦衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑧家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底	
遵守農場数(採卵)	90 (98.9%)	86 (94.5%)	88 (96.7%)	90 (98.9%)	77 (84.6%)	90 (98.9%)	79 (86.8%)	90 (98.9%)	59 (64.8%)	68 (74.7%)	80 (87.9%)	
遵守農場数(肉用)	31 (100.0%)	30 (96.8%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	26 (83.9%)	30 (96.8%)	29 (93.5%)	31 (100.0%)	25 (80.6%)	28 (90.3%)	30 (96.8%)	

	4記録の作成及び保管								5大規模所有者が講ずる措置		
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤家さんの導入に関する記録の作成・保管	⑥家さんの移動に関する記録の作成・保管	⑦家さんの異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	①通報ルールの作成等	②畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置	③対応計画の策定
遵守農場数(採卵)	71 (78.0%)	61 (67.0%)	87 (95.6%)	89 (97.8%)	90 (98.9%)	91 (100.0%)	81 (89.0%)	81 (89.0%)	6 (100.0%)	6 (100.0%)	5 (83.3%)
遵守農場数(肉用)	29 (93.5%)	26 (83.9%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	30 (96.8%)	3 (100.0%)	3 (100.0%)	3 (100.0%)

	6獣医師等の健康管理指導	7衛生管理区域の設定			8埋却等に備えた措置	9愛玩動物の飼養禁止	10密飼いの防止	11衛生管理区域への必要のない者の立入制限	12他の畜産施設等に立ち入った者等の衛生管理区域への立入制限	13衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
		①衛生管理区域の境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置						
遵守農場数(採卵)	66 (72.5%)	83 (91.2%)	86 (94.5%)	89 (97.8%)	91 (100.0%)	84 (92.3%)	87 (95.6%)	89 (97.8%)	89 (97.8%)	81 (89.0%)
遵守農場数(肉用)	25 (80.6%)	29 (93.5%)	30 (96.8%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	30 (96.8%)	31 (100.0%)	28 (90.3%)

	14衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			15衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		16他の畜産施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	17海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	18飲用水の給与	19家きんを導入する際の健康観察等		20家きん舎に立ち入る者の手指消毒等
	①衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における交差汚染の防止				①導入元の疾病発生状況等の確認	②導入家きんの隔離の実施	
遵守農場数(採卵)	84 (92.3%)	70 (76.9%)	88 (96.7%)	85 (93.4%)	67 (73.6%)	84 (92.3%)	83 (91.2%)	80 (87.9%)	91 (100.0%)	88 (96.7%)	79 (86.8%)
遵守農場数(肉用)	29 (93.5%)	23 (74.2%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	23 (74.2%)	29 (93.5%)	28 (90.3%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	30 (96.8%)	28 (90.3%)

	21家きん舎ごとの専用の靴の設置並びに使用				22器具の定期的な清掃又は消毒等	23家きん舎への不必要な物品の持込み制限	24野生動物侵入防止のためのネット等の設置等		25給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	26ねずみ及び害虫の駆除	
	①家きん舎ごとの専用の靴の設置等	②更衣時の交差汚染の防止	③家きん舎内外での作業者の区別等	④汚れた靴の洗浄・消毒			①防鳥ネット等の設置	②定期点検・修繕		①殺そ剤・殺虫剤の散布、粘着シートの設置等	②家きん舎の破損箇所の修繕
遵守農場数(採卵)	75 (82.4%)	62 (68.1%)	74 (81.3%)	88 (96.7%)	87 (95.6%)	90 (98.9%)	83 (91.2%)	90 (98.9%)	89 (97.8%)	86 (94.5%)	88 (96.7%)
遵守農場数(肉用)	29 (93.5%)	24 (77.4%)	28 (90.3%)	30 (96.8%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	29 (93.5%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	30 (96.8%)

	27衛生管理区域内の整理整頓及び消毒		28家きん等施設の清掃及び消毒	29毎日の家きんの健康観察	30衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	31衛生管理区域から退出する車両の消毒	32衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	33家きんの出荷又は移動時の健康観察	
	①ねずみ等の隠れ場所の一扫	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒						①家きんの移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止
遵守農場数(採卵)	82 (90.1%)	85 (93.4%)	85 (93.4%)	91 (100.0%)	82 (90.1%)	83 (91.2%)	90 (98.9%)	89 (97.8%)	84 (92.3%)
遵守農場数(肉用)	29 (93.5%)	30 (96.8%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	25 (80.6%)	30 (96.8%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)

	34特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止			35特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止			
	①特定症状の早期通報	②特定症状発見時の出荷・移動の制限	③特定症状発見時の物品の持出し制限	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等
遵守農場数(採卵)	91 (100.0%)	90 (98.9%)	89 (97.8%)	90 (98.9%)	90 (98.9%)	91 (100.0%)	88 (96.7%)
遵守農場数(肉用)	31 (100.0%)	29 (93.5%)	29 (93.5%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)

④ 馬

静岡県

④ 馬	対象農場数			
	全体	65	うち大規模	0

※ 対象農場数とは、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏の5については、大規模農場のみが対象となる)。
※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。()内は遵守農場数を、対象農場数で除した遵守率。
※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。
※ 対象農場数が2以下の場合は遵守状況を公表していない。

2. 家畜防疫員の確保の状況

(令和6年4月1日現在)																			
総計	獣 医 師																		獣 医 師 以 外 の 者
	合計 A+B+ C	地 方 公 共 団 体												民 間 団 体				個 人 診 療 C	
		計	都 道 府 県								保 健 所	市 町 村	そ の 他	計 B	農 業 共 済 団 体	農 業 協 同 組 合	そ の 他		
			本 庁			地 方 農 林 事 務 所 等	家 畜 保 健 衛 生 所	畜 産 試 験 場 等	地 方 衛 生 研 究 所	食 肉 衛 生 検 査 所									
			家 畜 衛 生 関 係	公 衆 衛 生 関 係	そ の 他														
A																		D	
100	100	94	11	2	0	4	43	19	2	0	7	0	6	0	0	0	0	6	0

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。

(単位: 人)

3. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
1,216	1,216	0	100.0%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数

愛知県

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1) 報告農場数及び頭羽数

(令和6年2月1日現在)

	牛								水牛				鹿				馬				めん羊			
	乳 用				肉 用																			
	報 告 数				報 告 数				報 告 数				報 告 数				報 告 数							
		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 肥 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 肥 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 肥 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 肥 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 肥 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 肥 以 外
農場数	204	16	0	188	266	10	5	251	0	0	0	0	9	0	6	3	104	1	33	70	28	0	21	7
全国	10,875	621	44	10,210	33,252	746	857	31,649	15	0	4	11	165	0	97	68	4,167	43	917	3,207	995	0	566	429
全国シェア	1.9%	2.6%	－	1.8%	0.8%	1.3%	0.6%	0.8%	－	－	－	－	5.5%	－	6.2%	4.4%	2.5%	2.3%	3.6%	2.2%	2.8%	－	3.7%	1.6%
頭羽数	18,662	4,899	0	13,763	42,449	10,721	5	31,723	0	0	0	0	31	0	11	20	1,534	780	33	721	175	0	49	126
全国	1,327,723	401,067	41	926,615	2,425,957	852,344	858	1,572,755	155	0	4	151	3,456	0	195	3,261	77,595	23,388	917	53,290	23,105	0	1,387	21,718
全国シェア	1.4%	1.2%	－	1.5%	1.7%	1.3%	0.6%	2.0%	－	－	－	－	0.9%	－	5.6%	0.6%	2.0%	3.3%	3.6%	1.4%	0.8%	－	3.5%	0.6%

	山羊				豚				いのしし				鶏								あひる			
	報 告 数				報 告 数				報 告 数				採 卵				肉 用				報 告 数			
													報 告 数				報 告 数							
		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 肥 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 肥 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 肥 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 肥 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 肥 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 肥 以 外
農場数	206	0	163	43	331	30	160	141	2	0	1	1	384	25	206	153	45	2	6	37	53	0	51	2
全国	5,061	0	4,351	710	5,642	826	1,710	3,106	209	0	191	18	12,804	506	9,377	2,921	3,797	338	300	3,159	911	7	823	81
全国シェア	4.1%	－	3.7%	6.1%	5.9%	3.6%	9.4%	4.5%	1.0%	－	0.5%	5.6%	3.0%	4.9%	2.2%	5.2%	1.2%	0.6%	2.0%	1.2%	5.8%	－	6.2%	2.5%
頭羽数	1,085	0	337	748	300,794	144,072	210	156,512	28	0	1	27	8,512,566	5,621,597	3,421	2,887,548	1,415,537	605,990	79	809,468	2,029	0	229	1,800
全国	22,019	614	9,135	12,270	8,808,985	5,891,000	2,345	2,915,640	724	0	335	389	189,514,566	145,856,042	144,482	43,514,042	155,420,720	50,107,400	5,894	105,307,426	350,136	121,983	7,123	221,030
全国シェア	4.9%	－	3.7%	6.1%	3.4%	2.4%	9.0%	5.4%	3.9%	－	0.3%	6.9%	4.5%	3.9%	2.4%	6.6%	0.9%	1.2%	1.3%	0.8%	0.6%	－	3.2%	0.8%

	うずら				きじ				だちょう				ほろほろ鳥				七面鳥			
	報 告 数				報 告 数				報 告 数				報 告 数				報 告 数			
		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 肥 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 肥 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 肥 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 肥 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 肥 以 外
農場数	54	6	32	16	4	0	4	0	10	0	10	0	2	0	2	0	2	0	2	0
全国	600	16	555	29	209	0	176	33	209	0	172	37	74	0	67	7	106	0	98	8
全国シェア	9.0%	37.5%	5.8%	55.2%	1.9%	—	2.3%	—	4.8%	—	5.8%	—	2.7%	—	3.0%	—	1.9%	—	2.0%	—
頭羽数	2,299,977	1,725,000	153	574,824	17	0	17	0	25	0	25	0	6	0	6	0	6	0	6	0
全国	4,167,779	3,321,000	3,386	843,393	45,965	0	1,626	44,339	3,125	0	474	2,651	9,506	0	1,390	8,116	2,396	0	614	1,782
全国シェア	55.2%	51.9%	4.5%	68.2%	0.0%	—	1.0%	—	0.8%	—	5.3%	—	0.1%	—	0.4%	—	0.3%	—	1.0%	—

※ 当該年の家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

※ 大規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

- (1) 成牛（次のイ、ロに該当するもの）の場合 200頭以上
 - イ 月齢が満17月以上の肥育牛（乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。）
 - ロ 月齢が満24月以上のその他の牛
- (2) 育成牛（次のイ、ロに該当するもの）の場合 3,000頭以上
 - イ 月齢が満4月以上満17月未満の肥育牛（乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。）
 - ロ 月齢が満4月以上満24月未満のその他の牛
- (3) 水牛・馬の場合 200頭以上
- (4) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 3,000頭以上
- (5) 鶏・うずらの場合 10万羽以上
- (6) あひる・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 1万羽以上

※ 小規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

- (1) 牛・水牛・馬の場合 1頭
- (2) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6頭未満
- (3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100羽未満
- (4) だちょうの場合 10羽未満

(2)飼養衛生管理基準の遵守状況

愛知県

① 牛	対象農場数				
	乳用	全体	204	うち大規模	16
	肉用	全体	261	うち大規模	10

	1家畜所有者の責務					2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践					3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底											
	①関係法令の遵守		②地域の畜産関係者との協力		③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	④家保等から提供される情報の確認		⑤講習会等による家畜防疫情報の把握		⑥飼養衛生管理の定期的な点検		⑦衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成		⑧家保の指導の遵守		①マニュアルの作成		②看板設置等の措置		③従事者への衛生情報の周知徹底		
遵守農場数(乳用)	204	(100.0%)	204	(100.0%)	204	(100.0%)	204	(100.0%)	202	(99.0%)	204	(100.0%)	203	(99.5%)	204	(100.0%)	203	(99.5%)	192	(94.1%)	204	(100.0%)
遵守農場数(肉用)	260	(99.6%)	261	(100.0%)	261	(100.0%)	261	(100.0%)	261	(100.0%)	261	(100.0%)	261	(100.0%)	261	(100.0%)	254	(97.3%)	237	(90.8%)	249	(95.4%)

	4記録の作成及び保管								5大規模所有者が講ずる措置			6獣医師等の健康管理指導										
	①立入者に関する記録の作成・保管		②消毒の実施に関する記録の作成・保管		③立入者の海外渡航記録の作成・保管		④従事者の海外渡航記録の作成・保管		⑤家畜の導入に関する記録の作成・保管		⑥家畜の移動に関する記録の作成・保管		⑦家畜の異状に関する記録の作成・保管		⑧農場指導に関する記録の作成・保管		①通報ルールの作成等		②畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置			
遵守農場数(乳用)	199	(97.5%)	196	(96.1%)	203	(99.5%)	204	(100.0%)	204	(100.0%)	204	(100.0%)	204	(100.0%)	204	(100.0%)	16	(100.0%)	16	(100.0%)	204	(100.0%)
遵守農場数(肉用)	252	(96.6%)	233	(89.3%)	260	(99.6%)	260	(99.6%)	261	(100.0%)	260	(99.6%)	260	(99.6%)	260	(99.6%)	10	(100.0%)	10	(100.0%)	260	(99.6%)

	7家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備	8衛生管理区域の設定			9放牧制限の準備	10埋却等の準備	11愛玩動物の飼養禁止	12密飼いの防止	13衛生管理区域への必要のない者の立入制限	14他の畜産施設等に立ち入った者等の衛生管理区域への立入制限	15衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等											
		①衛生管理区域の境界の明確化	②適切な衛生管理区域の設定									③出入口等の適正配置										
遵守農場数(乳用)	204	(100.0%)	203	(99.5%)	204	(100.0%)	204	(100.0%)	203	(99.5%)	162	(79.4%)	203	(99.5%)	192	(94.1%)	204	(100.0%)	203	(99.5%)		
遵守農場数(肉用)	258	(98.9%)	256	(98.1%)	260	(99.6%)	260	(99.6%)	261	(100.0%)	259	(99.2%)	235	(90.0%)	261	(100.0%)	252	(96.6%)	257	(98.5%)	251	(96.2%)

	16衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			17衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		18他の畜産施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	19海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	20飲用水の給与	21安全な資材の利用	22家畜を導入する際の健康観察等												
	①衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における交差汚染の防止					①導入元の疾病発生状況等の確認	②導入家畜の隔離の実施											
遵守農場数(乳用)	193	(94.6%)	166	(81.4%)	204	(100.0%)	202	(99.0%)	167	(81.9%)	203	(99.5%)	204	(100.0%)	203	(99.5%)	204	(100.0%)	204	(100.0%)	173	(84.8%)
遵守農場数(肉用)	241	(92.3%)	197	(75.5%)	260	(99.6%)	255	(97.7%)	214	(82.0%)	253	(96.9%)	260	(99.6%)	251	(96.2%)	260	(99.6%)	260	(99.6%)	246	(94.3%)

	23畜舎に立ち入る者の手指消毒等	24畜舎の入口における靴の交換又は消毒		25器具の定期的な清掃又は消毒等		26畜舎への不必要な物品の持込み制限	27死体保管場所への野生動物の侵入防止	28給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	29ねずみ及び害虫の駆除	30衛生管理区域内の整理整頓及び消毒												
		①畜舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒	①器具の定期的な清掃・消毒	②使用物品の1頭ごとの交換等					①ねずみ等の隠れ場所の一扫	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒											
遵守農場数(乳用)	178	(87.3%)	189	(92.6%)	199	(97.5%)	204	(100.0%)	203	(99.5%)	204	(100.0%)	204	(100.0%)	195	(95.6%)	196	(96.1%)	196	(96.1%)	148	(72.5%)
遵守農場数(肉用)	221	(84.7%)	239	(91.6%)	256	(98.1%)	259	(99.2%)	258	(98.9%)	261	(100.0%)	260	(99.6%)	251	(96.2%)	252	(96.6%)	239	(91.6%)	220	(84.3%)

	31畜舎等施設の清掃及び消毒	32毎日の家畜の健康観察	33衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	34衛生管理区域から退出する車両の消毒	35衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	36家畜の出荷又は移動時の健康観察		37特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止												
						①家畜の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①特定症状の早期通報	②特定症状発見時の出荷・移動の制限	③特定症状発見時の物品の持出し制限										
遵守農場数(乳用)	204	(100.0%)	204	(100.0%)	194	(95.1%)	202	(99.0%)	203	(99.5%)	204	(100.0%)	204	(100.0%)	204	(100.0%)	204	(100.0%)	204	(100.0%)
遵守農場数(肉用)	257	(98.5%)	261	(100.0%)	229	(87.7%)	254	(97.3%)	258	(98.9%)	261	(100.0%)	260	(99.6%)	261	(100.0%)	261	(100.0%)	261	(100.0%)

	38特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止							
	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等				
遵守農場数(乳用)	204	(100.0%)	204	(100.0%)	204	(100.0%)	204	(100.0%)
遵守農場数(肉用)	261	(100.0%)	261	(100.0%)	261	(100.0%)	261	(100.0%)

[illegible]

	6獣医師等の 健康管理指導	7家畜伝染病の 発生リスクの高まりに 対する準備	8衛生管理区域の設定			9放牧制限の準備	10埋却等の準備	11愛玩動物の飼養禁止	12密飼いの防止	13衛生管理区域への 必要のない者の 立入制限	14他の畜産施設等に 立ち入った者等の衛生管理 区域への立入制限
			①衛生管理区域の 境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域 の設定	③出入口等の適正配置						
遵守農場数	171 (100.0%)	171 (100.0%)	171 (100.0%)	171 (100.0%)	171 (100.0%)	171 (100.0%)	164 (95.9%)	165 (96.5%)	170 (99.4%)	171 (100.0%)	171 (100.0%)

	21処理済みの飼料の利用			22安全な資材の利用	23衛生管理区域への野生動物の侵入防止			24家畜を導入する際の健康観察等		25畜舎に立ち入る者の手指消毒等
	①食品循環資源の適正処理	②加熱後の交差汚染防止	③未加熱飼料の持込み制限		①防護柵の設置等	②定期点検・修繕	③防護柵周囲の除草	①導入元の疾病発生状況等の確認	②導入家畜の隔離の実施	
遵守農場数	171 (100.0%)	171 (100.0%)	171 (100.0%)	171 (100.0%)	171 (100.0%)	170 (99.4%)	171 (100.0%)	171 (100.0%)	166 (97.1%)	171 (100.0%)

	29野生動物侵入防止のためのネット等の設置等			30給餌施設等への 野生動物の排せつ物等 の混入防止	31ねずみ及び害虫の駆除		32衛生管理区域内の整理整頓及び消毒		33畜舎等施設の清掃 及び消毒	34毎日の家畜の健康観察	35衛生管理区域から 退出する者の手指消毒等
	①防鳥ネット等の設置	②定期点検・修繕	③放牧場の給餌場所 における防鳥ネットの設置等		①殺そ剤・殺虫剤の散布、 粘着シートの設置等	②畜舎の破損箇所の修繕	①ねずみ等の隠れ場所 の一掃	②資材等の整理整頓 及び敷地の消毒			
遵守農場数	170 (99.4%)	167 (97.7%)	171 (100.0%)	171 (100.0%)	171 (100.0%)	167 (97.7%)	171 (100.0%)	171 (100.0%)	171 (100.0%)	171 (100.0%)	171 (100.0%)

[illegible]

③ 鶏

対象農場数				
採卵	全体	178	うち大規模	25
肉用	全体	39	うち大規模	2

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践						3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底	
遵守農場数(採卵)	178 (100.0%)	178 (100.0%)	178 (100.0%)	178 (100.0%)	178 (100.0%)	178 (100.0%)	178 (100.0%)	178 (100.0%)	177 (99.4%)	177 (99.4%)	177 (99.4%)	
遵守農場数(肉用)	39 (100.0%)	39 (100.0%)	39 (100.0%)	39 (100.0%)	39 (100.0%)	39 (100.0%)	37 (94.9%)	39 (100.0%)	37 (94.9%)	37 (94.9%)	39 (100.0%)	

	4記録の作成及び保管								5大規模所有者が講ずる措置		
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤家さんの導入に関する記録の作成・保管	⑥家さんの移動に関する記録の作成・保管	⑦家さんの異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	①通報ルールの作成等	②畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置	③対応計画の策定
遵守農場数(採卵)	177 (99.4%)	175 (98.3%)	178 (100.0%)	178 (100.0%)	178 (100.0%)	178 (100.0%)	178 (100.0%)	178 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	37 (94.9%)	37 (94.9%)	39 (100.0%)	39 (100.0%)	37 (94.9%)	37 (94.9%)	37 (94.9%)	37 (94.9%)	- -	- -	- -

	6獣医師等の健康管理指導	7衛生管理区域の設定			8埋却等に備えた措置	9愛玩動物の飼養禁止	10密飼いの防止	11衛生管理区域への必要のない者の立入制限	12他の畜産施設等に立ち入った者等の衛生管理区域への立入制限	13衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
		①衛生管理区域の境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置						
遵守農場数(採卵)	177 (99.4%)	178 (100.0%)	178 (100.0%)	178 (100.0%)	177 (99.4%)	177 (99.4%)	178 (100.0%)	178 (100.0%)	178 (100.0%)	177 (99.4%)
遵守農場数(肉用)	37 (94.9%)	37 (94.9%)	37 (94.9%)	39 (100.0%)	39 (100.0%)	37 (94.9%)	39 (100.0%)	39 (100.0%)	39 (100.0%)	39 (100.0%)

	14衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			15衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		16他の畜産施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	17海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	18飲用水の給与	19家きんを導入する際の健康観察等		20家きん舎に立ち入る者の手指消毒等
	①衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における交差汚染の防止				①導入元の疾病発生状況等の確認	②導入家きんの隔離の実施	
遵守農場数(採卵)	178 (100.0%)	175 (98.3%)	178 (100.0%)	178 (100.0%)	173 (97.2%)	178 (100.0%)	178 (100.0%)	177 (99.4%)	178 (100.0%)	178 (100.0%)	177 (99.4%)
遵守農場数(肉用)	37 (94.9%)	37 (94.9%)	39 (100.0%)	39 (100.0%)	39 (100.0%)	39 (100.0%)	39 (100.0%)	39 (100.0%)	39 (100.0%)	39 (100.0%)	37 (94.9%)

	21家きん舎ごとの専用の靴の設置並びに使用				22器具の定期的な清掃又は消毒等	23家きん舎への不必要な物品の持込み制限	24野生動物侵入防止のためのネット等の設置等		25給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	26ねずみ及び害虫の駆除	
	①家きん舎ごとの専用の靴の設置等	②更衣時の交差汚染の防止	③家きん舎内外での作業者の区別等	④汚れた靴の洗浄・消毒			①防鳥ネット等の設置	②定期点検・修繕		①殺そ剤・殺虫剤の散布、粘着シートの設置等	②家きん舎の破損箇所の修繕
遵守農場数(採卵)	178 (100.0%)	169 (94.9%)	173 (97.2%)	178 (100.0%)	178 (100.0%)	178 (100.0%)	172 (96.6%)	175 (98.3%)	178 (100.0%)	178 (100.0%)	178 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	37 (94.9%)	37 (94.9%)	37 (94.9%)	39 (100.0%)	37 (94.9%)	39 (100.0%)	39 (100.0%)	38 (97.4%)	39 (100.0%)	37 (94.9%)	39 (100.0%)

	27衛生管理区域内の整理整頓及び消毒		28家きん等施設の清掃及び消毒	29毎日の家きんの健康観察	30衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	31衛生管理区域から退出する車両の消毒	32衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	33家きんの出荷又は移動時の健康観察	
	①ねずみ等の隠れ場所の一扫	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒						①家きんの移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止
遵守農場数(採卵)	178 (100.0%)	178 (100.0%)	177 (99.4%)	178 (100.0%)	177 (99.4%)	178 (100.0%)	178 (100.0%)	178 (100.0%)	178 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	39 (100.0%)	37 (94.9%)	37 (94.9%)	39 (100.0%)	37 (94.9%)	39 (100.0%)	37 (94.9%)	39 (100.0%)	39 (100.0%)

	34特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止			35特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止			
	①特定症状の早期通報	②特定症状発見時の出荷・移動の制限	③特定症状発見時の物品の持出し制限	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等
遵守農場数(採卵)	178 (100.0%)	178 (100.0%)	178 (100.0%)	178 (100.0%)	178 (100.0%)	178 (100.0%)	177 (99.4%)
遵守農場数(肉用)	39 (100.0%)	39 (100.0%)	39 (100.0%)	37 (94.9%)	39 (100.0%)	39 (100.0%)	37 (94.9%)

④ 馬

愛知県

④ 馬	対象農場数															
	全体	71	うち大規模	1												
1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践					3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底								
	①関係法令の遵守	②地域の馬所有者等との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	④家保等から提供される情報の確認	⑤講習会等による家畜防疫情報の把握	⑥飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底					
遵守農場数	70 (98.6%)	70 (98.6%)	70 (98.6%)	70 (98.6%)	70 (98.6%)	70 (98.6%)	70 (98.6%)	70 (98.6%)	66 (93.0%)	67 (94.4%)	67 (94.4%)					
4記録の作成及び保管								5獣医師等の健康管理指導								
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤馬の導入に関する記録の作成・保管	⑥馬の移動に関する記録の作成・保管	⑦馬の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管								
遵守農場数	68 (95.8%)	67 (94.4%)	69 (97.2%)	69 (97.2%)	70 (98.6%)	70 (98.6%)	69 (97.2%)	70 (98.6%)	70 (98.6%)							
6衛生管理区域の設定			7衛生管理区域への必要のない者への立入制限		8他の馬飼養施設等に立ち入った者の衛生管理区域への立入制限		9衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等		10衛生管理区域に立入る車両の消毒等		11他の馬飼養施設等で使用した物品の消毒等	12海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	13飲用水の給与			
	①衛生管理区域の境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置													
遵守農場数	70 (98.6%)	70 (98.6%)	70 (98.6%)	70 (98.6%)	70 (98.6%)	66 (93.0%)	67 (94.4%)	69 (97.2%)	70 (98.6%)	70 (98.6%)						
14馬を導入する際の健康観察等			15厩舎に立ち入る者の手指消毒等		16厩舎の入口における靴の交換又は消毒		17器具の定期的な清掃・消毒等		18厩舎への不必要な物品の持込み制限		19死体保管場所への野生動物の侵入防止		20給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止		21衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	
	①導入元の疾病発生状況の確認	②導入家畜の隔離の実施			①厩舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒									①ねずみ等の隠れ場所の一指	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒
遵守農場数	70 (98.6%)	70 (98.6%)	64 (90.1%)		64 (90.1%)	69 (97.2%)	70 (98.6%)	70 (98.6%)	70 (98.6%)			70 (98.6%)	68 (95.8%)	61 (85.9%)		
22厩舎等施設の清掃及び消毒		23毎日の馬の健康観察		24衛生管理区域から退出する者の手指消毒等		25衛生管理区域から退出する車両の消毒		26衛生管理区域から搬出する物品の消毒等		27馬の出荷又は移動時の健康観察		28異常が確認された場合の出荷・移動の停止				
											①馬の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①症状増加時の受診等	②症状増加時の家保の指導の遵守	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等
遵守農場数	69 (97.2%)	70 (98.6%)		68 (95.8%)		67 (94.4%)		69 (97.2%)		70 (98.6%)	70 (98.6%)	70 (98.6%)	70 (98.6%)	70 (98.6%)	70 (98.6%)	70 (98.6%)

※ 対象農場数とは、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏の5については、大規模農場のみが対象となる)。
※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。()内は遵守農場数を、対象農場数で除した遵守率。
※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。
※ 対象農場数が2以下の場合は遵守状況を公表していない。

2. 家畜防疫員の確保の状況

(令和6年4月1日現在)																			
総計	獣 医 師																		獣 医 師 以 外 の 者
	合計 A+B+ C	地 方 公 共 団 体												民 間 団 体				個 人 診 療 C	
		計	都 道 府 県					保 健 所	市 町 村	そ の 他	計	農 業 共 済 団 体	農 業 協 同 組 合	そ の 他					
			家 畜 衛 生 関 係	公 衆 衛 生 関 係	そ の 他	地 方 農 林 事 務 所 等	家 畜 保 健 衛 生 所								畜 産 試 験 場 等	地 方 衛 生 研 究 所	食 肉 衛 生 検 査 所		
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T
149	136	113	10	0	2	0	78	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23	13

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。

(単位: 人)

3. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
1,704	1,704	0	100.0%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数

三重県

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1)報告農場数及び頭羽数

(令和6年2月1日現在)

	牛								水牛				鹿				馬				めん羊			
	乳 用				肉 用																			
	報 告 数				報 告 数				報 告 数				報 告 数				報 告 数							
		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外
農場数	30	5	0	25	173	17	3	153	0	0	0	0	7	0	5	2	55	0	13	42	13	0	10	3
全国	10,875	621	44	10,210	33,252	746	857	31,649	15	0	4	11	165	0	97	68	4,167	43	917	3,207	995	0	566	429
全国シェア	0.3%	0.8%	－	0.2%	0.5%	2.3%	0.4%	0.5%	－	－	－	－	4.2%	－	5.2%	2.9%	1.3%	－	1.4%	1.3%	1.3%	－	1.8%	0.7%
頭羽数	7,246	5,496	0	1,750	31,960	14,573	3	17,384	0	0	0	0	34	0	14	20	628	0	13	615	69	0	30	39
全国	1,327,723	401,067	41	926,615	2,425,957	852,344	858	1,572,755	155	0	4	151	3,456	0	195	3,261	77,595	23,388	917	53,290	23,105	0	1,387	21,718
全国シェア	0.5%	1.4%	－	0.2%	1.3%	1.7%	0.3%	1.1%	－	－	－	－	1.0%	－	7.2%	0.6%	0.8%	－	1.4%	1.2%	0.3%	－	2.2%	0.2%

	山羊				豚				いのしし				鶏								あひる			
	報 告 数				報 告 数				報 告 数				採 卵				肉 用				報 告 数			
													報 告 数				報 告 数							
		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外
農場数	96	0	81	15	74	11	30	33	3	0	3	0	177	13	81	83	21	3	5	13	4	0	4	0
全国	5,061	0	4,351	710	5,642	826	1,710	3,106	209	0	191	18	12,804	506	9,377	2,921	3,797	338	300	3,159	911	7	823	81
全国シェア	1.9%	－	1.9%	2.1%	1.3%	1.3%	1.8%	1.1%	1.4%	－	1.6%	－	1.4%	2.6%	0.9%	2.8%	0.6%	0.9%	1.7%	0.4%	0.4%	－	0.5%	－
頭羽数	436	0	177	259	101,297	64,513	59	36,725	2	0	2	0	6,049,803	4,057,659	1,946	1,990,198	670,159	386,700	29	283,430	18	0	18	0
全国	22,019	614	9,135	12,270	8,808,985	5,891,000	2,345	2,915,640	724	0	335	389	189,514,566	145,856,042	144,482	43,514,042	155,420,720	50,107,400	5,894	105,307,426	350,136	121,983	7,123	221,030
全国シェア	2.0%	－	1.9%	2.1%	1.1%	1.1%	2.5%	1.3%	0.3%	－	0.6%	－	3.2%	2.8%	1.3%	4.6%	0.4%	0.8%	0.5%	0.3%	0.0%	－	0.3%	－

	うずら				きじ				だちょう				ほろほろ鳥				七面鳥			
	報 告 数				報 告 数				報 告 数				報 告 数				報 告 数			
		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外
農場数	6	0	6	0	2	0	2	0	2	0	2	0	1	0	1	0	2	0	2	0
全国	600	16	555	29	209	0	176	33	209	0	172	37	74	0	67	7	106	0	98	8
全国シェア	1.0%	—	1.1%	—	1.0%	—	1.1%	—	1.0%	—	1.2%	—	1.4%	—	1.5%	—	1.9%	—	2.0%	—
頭羽数	65	0	65	0	8	0	8	0	3	0	3	0	1	0	1	0	13	0	13	0
全国	4,167,779	3,321,000	3,386	843,393	45,965	0	1,626	44,339	3,125	0	474	2,651	9,506	0	1,390	8,116	2,396	0	614	1,782
全国シェア	0.0%	—	1.9%	—	0.0%	—	0.5%	—	0.1%	—	0.6%	—	0.0%	—	0.1%	—	0.5%	—	2.1%	—

※ 当該年の家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

※ 大規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

- (1) 成牛（次のイ、ロに該当するもの）の場合 200頭以上
 - イ 月齢が満17月以上の肥育牛（乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。）
 - ロ 月齢が満24月以上のその他の牛
- (2) 育成牛（次のイ、ロに該当するもの）の場合 3,000頭以上
 - イ 月齢が満4月以上満17月未満の肥育牛（乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。）
 - ロ 月齢が満4月以上満24月未満のその他の牛
- (3) 水牛・馬の場合 200頭以上

- (4) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 3,000頭以上
- (5) 鶏・うずらの場合 10万羽以上
- (6) あひる・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 1万羽以上

※ 小規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

- (1) 牛・水牛・馬の場合 1頭
- (2) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6頭未満
- (3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100羽未満
- (4) だちょうの場合 10羽未満

(2)飼養衛生管理基準の遵守状況

① 牛	対象農場数				
	乳用	全体	30	うち大規模	5
	肉用	全体	170	うち大規模	17

	1家畜所有者の責務				2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践						3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	④家保等から提供される情報の確認	⑤講習会等による家畜防疫情報の把握	⑥飼養衛生管理の定期的な点検	⑦衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑧家保の指導の遵守	⑨マニュアルの作成	⑩看板設置等の措置	⑪従事者への衛生情報の周知徹底		
遵守農場数(乳用)	30 (100.0%)	29 (96.7%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	27 (90.0%)	27 (90.0%)	29 (96.7%)		
遵守農場数(肉用)	170 (100.0%)	168 (98.8%)	169 (99.4%)	170 (100.0%)	161 (94.7%)	170 (100.0%)	168 (98.8%)	170 (100.0%)	162 (95.3%)	161 (94.7%)	167 (98.2%)		

	4記録の作成及び保管									5大規模所有者が講ずる措置		6獣医師等の 健康管理指導
	①立入者に関する記録 の作成・保管	②消毒の実施に関する 記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録 の作成・保管	④従事者の海外渡航記録 の作成・保管	⑤家畜の導入に関する 記録の作成・保管	⑥家畜の移動に関する 記録の作成・保管	⑦家畜の異状に関する 記録の作成・保管	⑧農場指導に関する 記録の作成・保管	①通報ルールの作成等	②畜舎ごとの 飼養衛生管理者の配置		
遵守農場数(乳用)	29 (96.7%)	26 (86.7%)	30 (100.0%)	29 (96.7%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	5 (100.0%)	4 (80.0%)	30 (100.0%)	
遵守農場数(肉用)	153 (90.0%)	128 (75.3%)	166 (97.6%)	168 (98.8%)	170 (100.0%)	170 (100.0%)	170 (100.0%)	170 (100.0%)	17 (100.0%)	17 (100.0%)	164 (96.5%)	

	7家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備	8衛生管理区域の設定			9放牧制限の準備	10埋却等の準備	11愛玩動物の飼養禁止	12密飼いの防止	13衛生管理区域への必要のない者の立入制限	14他の畜産施設等に立ち入った者等の衛生管理区域への立入制限	15衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
		①衛生管理区域の境界の明確化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置							
遵守農場数(乳用)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	26 (86.7%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	169 (99.4%)	159 (93.5%)	168 (98.8%)	170 (100.0%)	170 (100.0%)	170 (100.0%)	162 (95.3%)	170 (100.0%)	168 (98.8%)	170 (100.0%)	160 (94.1%)

	16衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			17衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		18他の畜産施設等で 使用した物品を衛生管理区域 に持ち込む際の措置	19海外で使用した 衣服等を衛生管理区域 に持ち込む際の措置	20飲用水の給与	21安全な資材の利用	22家畜を導入する際の健康観察等	
	①衛生管理区域専用の 衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防 止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における 交差汚染の防止					①導入元の疾病 発生状況等の確認	②導入家畜の隔離の実施
遵守農場数(乳用)	28 (93.3%)	19 (63.3%)	30 (100.0%)	26 (86.7%)	21 (70.0%)	29 (96.7%)	30 (100.0%)	29 (96.7%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	28 (93.3%)
遵守農場数(肉用)	159 (93.5%)	112 (65.9%)	168 (98.8%)	142 (83.5%)	115 (67.6%)	169 (99.4%)	169 (99.4%)	169 (99.4%)	165 (97.1%)	170 (100.0%)	165 (97.1%)

	23畜舎に立ち入る者の 手指消毒等	24畜舎の入口における靴の交換又は消毒		25器具の定期的な清掃又は消毒等		26畜舎への不必要な 物品の持込み制限	27死体保管場所への 野生動物の侵入防止	28給餌施設等への 野生動物の排せつ物等 の混入防止	29ねずみ及び害虫 の駆除	30衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	
		①畜舎専用の靴の設置 又は消毒	②汚れた靴の 洗浄・消毒	①器具の定期的な 清掃・消毒	②使用物品の1頭ごとの 交換等					①ねずみ等の隠れ場所 の一扫	②資材等の整理整頓 及び敷地の消毒
遵守農場数(乳用)	29 (96.7%)	27 (90.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	29 (96.7%)	29 (96.7%)	28 (93.3%)	30 (100.0%)	26 (86.7%)	30 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	156 (91.8%)	157 (92.4%)	170 (100.0%)	170 (100.0%)	170 (100.0%)	170 (100.0%)	169 (99.4%)	163 (95.9%)	168 (98.8%)	147 (86.5%)	163 (95.9%)

	31畜舎等施設の清掃 及び消毒	32毎日の家畜の健康観察	33衛生管理区域から 退出する者の手指消毒等	34衛生管理区域から 退出する車両の消毒	35衛生管理区域から搬出す る 物品の消毒等	36家畜の出荷又は移動時の健康観察		37特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止		
						①家畜の移動前の 健康観察	②死体・排せつ物の 移動時の漏出防止	①特定症状の 早期通報	②特定症状発見時の 出荷・移動の制限	③特定症状発見時の 物品の持出し制限
遵守農場数(乳用)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	29 (96.7%)	24 (80.0%)	29 (96.7%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	165 (97.1%)	170 (100.0%)	153 (90.0%)	137 (80.6%)	169 (99.4%)	170 (100.0%)	170 (100.0%)	170 (100.0%)	170 (100.0%)	170 (100.0%)

	38特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止			
	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等
遵守農場数(乳用)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	170 (100.0%)	170 (100.0%)	170 (100.0%)	170 (100.0%)

[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]

[illegible][illegible][illegible][illegible]

④ 馬	対象農場数			
	全体	42	うち大規模	0

※ 対象農場数とは、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏の5については、大規模農場のみが対象となる)。
※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。()内は遵守農場数を、対象農場数で除した遵守率。
※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。
※ 対象農場数が2以下の場合は遵守状況を公表していない。

2. 家畜防疫員の確保の状況

(令和6年4月1日現在)																				
総計	獣 医 師																		獣 医 師 以 外 の 者	
	合計 A+B+ C	地 方 公 共 団 体										民 間 団 体				個 人 診 療 C				
		計	都 道 府 県					保 健 所	市 町 村	そ の 他	計 B	農 業 共 済 団 体	農 業 協 同 組 合	そ の 他						
			家 畜 衛 生 関 係	公 衆 衛 生 関 係	そ の 他	地 方 農 林 事 務 所 等	家 畜 保 健 衛 生 所								畜 産 試 験 場 等		地 方 衛 生 研 究 所	食 肉 衛 生 検 査 所		
A+B+ C+D	A	A+B+ C	A	家 畜 衛 生 関 係	公 衆 衛 生 関 係	そ の 他	地 方 農 林 事 務 所 等	家 畜 保 健 衛 生 所	畜 産 試 験 場 等	地 方 衛 生 研 究 所	食 肉 衛 生 検 査 所	保 健 所	市 町 村	そ の 他	計 B	農 業 共 済 団 体	農 業 協 同 組 合	そ の 他	C	D
157	120	120	120	4	11	0	0	61	3	1	9	27	0	4	0	0	0	0	0	37

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。(単位:人)

3. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
666	666	0	100.0%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数

滋賀県

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1)報告農場数及び頭羽数

(令和6年2月1日現在)

	牛								水牛				鹿				馬				めん羊			
	乳 用				肉 用																			
	報 告 数				報 告 数				報 告 数				報 告 数				報 告 数							
		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 定 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 定 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 定 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 定 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 定 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 定 以 外
農場数	30	2	0	28	93	11	0	82	0	0	0	0	2	0	2	0	61	5	8	48	25	0	15	10
全国	10,875	621	44	10,210	33,252	746	857	31,649	15	0	4	11	165	0	97	68	4,167	43	917	3,207	995	0	566	429
全国シェア	0.3%	0.3%	－	0.3%	0.3%	1.5%	－	0.3%	－	－	－	－	1.2%	－	2.1%	－	1.5%	11.6%	0.9%	1.5%	2.5%	－	2.7%	2.3%
頭羽数	2,437	868	0	1,569	22,833	10,841	0	11,992	0	0	0	0	2	0	2	0	4,146	3,182	8	956	204	0	34	170
全国	1,327,723	401,067	41	926,615	2,425,957	852,344	858	1,572,755	155	0	4	151	3,456	0	195	3,261	77,595	23,388	917	53,290	23,105	0	1,387	21,718
全国シェア	0.2%	0.2%	－	0.2%	0.9%	1.3%	－	0.8%	－	－	－	－	0.1%	－	1.0%	－	5.3%	13.6%	0.9%	1.8%	0.9%	－	2.5%	0.8%

	山羊				豚				いのしし				鶏								あひる			
	報 告 数				報 告 数				報 告 数				採 卵				肉 用							
													うち大規模	うち小規模	うちを認以外	うち大規模	うち小規模	うちを認以外	うち大規模	うち小規模	うちを認以外	うち大規模	うち小規模	うちを認以外
農場数	50	0	41	9	24	0	21	3	2	0	2	0	141	0	113	28	21	0	7	14	12	1	10	1
全国	5,061	0	4,351	710	5,642	826	1,710	3,106	209	0	191	18	12,804	506	9,377	2,921	3,797	338	300	3,159	911	7	823	81
全国シェア	1.0%	－	0.9%	1.3%	0.4%	－	1.2%	0.1%	1.0%	－	1.0%	－	1.1%	－	1.2%	1.0%	0.6%	－	2.3%	0.4%	1.3%	14.3%	1.2%	1.2%
頭羽数	175	0	90	85	1,496	0	26	1,470	2	0	2	0	238,914	0	1,868	237,046	70,557	0	166	70,391	19,187	13,915	72	5,200
全国	22,019	614	9,135	12,270	8,808,985	5,891,000	2,345	2,915,640	724	0	335	389	189,514,566	145,856,042	144,482	43,514,042	155,420,720	50,107,400	5,894	105,307,426	350,136	121,983	7,123	221,030
全国シェア	0.8%	－	1.0%	0.7%	0.0%	－	1.1%	0.1%	0.3%	－	0.6%	－	0.1%	－	1.3%	0.5%	0.0%	－	2.8%	0.1%	5.5%	11.4%	1.0%	2.4%

	うずら				きじ				だちょう				ほろほろ鳥				七面鳥			
	報 告 数				報 告 数				報 告 数				報 告 数				報 告 数			
		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 定 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 定 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 定 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 定 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 定 以 外
農場数	9	0	9	0	3	0	3	0	3	0	3	0	1	0	1	0	2	0	2	0
全国	600	16	555	29	209	0	176	33	209	0	172	37	74	0	67	7	106	0	98	8
全国シェア	1.5%	—	1.6%	—	1.4%	—	1.7%	—	1.4%	—	1.7%	—	1.4%	—	1.5%	—	1.9%	—	2.0%	—
頭羽数	59	0	59	0	8	0	8	0	7	0	7	0	2	0	2	0	3	0	3	0
全国	4,167,779	3,321,000	3,386	843,393	45,965	0	1,626	44,339	3,125	0	474	2,651	9,506	0	1,390	8,116	2,396	0	614	1,782
全国シェア	0.0%	—	1.7%	—	0.0%	—	0.5%	—	0.2%	—	1.5%	—	0.0%	—	0.1%	—	0.1%	—	0.5%	—

※ 当該年の家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

※ 大規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

- (1) 成牛（次のイ、ロに該当するもの）の場合 200頭以上
イ 月齢が満17月以上の肥育牛（乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。）
ロ 月齢が満24月以上のその他の牛
(2) 育成牛（次のイ、ロに該当するもの）の場合 3,000頭以上
イ 月齢が満4月以上満17月未満の肥育牛（乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。）
ロ 月齢が満4月以上満24月未満のその他の牛
(3) 水牛・馬の場合 200頭以上
(4) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 3,000頭以上
(5) 鶏・うずらの場合 10万羽以上
(6) あひる・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 1万羽以上

※ 小規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

- (1) 牛・水牛・馬の場合 1頭
(2) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6頭未満
(3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100羽未満
(4) だちょうの場合 10羽未満

(2)飼養衛生管理基準の遵守状況

① 牛	対象農場数				
	乳用	全体	30	うち大規模	2
	肉用	全体	93	うち大規模	11

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践						3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底	
遵守農場数(乳用)	30 (100.0%)	29 (96.7%)	29 (96.7%)	30 (100.0%)	26 (86.7%)	28 (93.3%)	24 (80.0%)	29 (96.7%)	25 (83.3%)	16 (53.3%)	26 (86.7%)	
遵守農場数(肉用)	93 (100.0%)	93 (100.0%)	92 (98.9%)	93 (100.0%)	82 (88.2%)	92 (98.9%)	90 (96.8%)	93 (100.0%)	87 (93.5%)	70 (75.3%)	86 (92.5%)	

	4記録の作成及び保管									5大規模所有者が講ずる措置		6獣医師等の 健康管理指導
	①立入者に関する記録 の作成・保管	②消毒の実施に関する 記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録 の作成・保管	④従事者の海外渡航記録 の作成・保管	⑤家畜の導入に関する 記録の作成・保管	⑥家畜の移動に関する 記録の作成・保管	⑦家畜の異状に関する 記録の作成・保管	⑧農場指導に関する 記録の作成・保管	①通報ルールの作成等	②畜舎ごとの 飼養衛生管理者の配置		
遵守農場数(乳用)	21 (70.0%)	12 (40.0%)	23 (76.7%)	27 (90.0%)	28 (93.3%)	28 (93.3%)	28 (93.3%)	28 (93.3%)	- -	- -	26 (86.7%)	
遵守農場数(肉用)	73 (78.5%)	61 (65.6%)	79 (84.9%)	82 (88.2%)	92 (98.9%)	92 (98.9%)	93 (100.0%)	92 (98.9%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	86 (92.5%)	

	7家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備	8衛生管理区域の設定			9放牧制限の準備	10埋却等の準備	11愛玩動物の飼養禁止	12密飼いの防止	13衛生管理区域への必要のない者の立入制限	14他の畜産施設等に立ち入った者等の衛生管理区域への立入制限	15衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
		①衛生管理区域の境界の明確化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置							
遵守農場数(乳用)	28 (93.3%)	21 (70.0%)	27 (90.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	28 (93.3%)	20 (66.7%)	30 (100.0%)	26 (86.7%)	29 (96.7%)	15 (50.0%)
遵守農場数(肉用)	85 (91.4%)	85 (91.4%)	85 (91.4%)	92 (98.9%)	93 (100.0%)	90 (96.8%)	84 (90.3%)	92 (98.9%)	90 (96.8%)	91 (97.8%)	74 (79.6%)

	16衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			17衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		18他の畜産施設等で 使用した物品を衛生管理区域 に持ち込む際の措置	19海外で使用した 衣服等を衛生管理区域 に持ち込む際の措置	20飲用水の給与	21安全な資材の利用	22家畜を導入する際の健康観察等	
	①衛生管理区域専用の 衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防 止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における 交差汚染の防止					①導入元の疾病 発生状況等の確認	②導入家畜の隔離の実施
遵守農場数(乳用)	13 (43.3%)	5 (16.7%)	28 (93.3%)	10 (33.3%)	8 (26.7%)	26 (86.7%)	25 (83.3%)	27 (90.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	21 (70.0%)
遵守農場数(肉用)	64 (68.8%)	63 (67.7%)	89 (95.7%)	78 (83.9%)	50 (53.8%)	86 (92.5%)	88 (94.6%)	89 (95.7%)	93 (100.0%)	92 (98.9%)	73 (78.5%)

	23畜舎に立ち入る者の 手指消毒等	24畜舎の入口における靴の交換又は消毒		25器具の定期的な清掃又は消毒等		26畜舎への不必要な 物品の持込み制限	27死体保管場所への 野生動物の侵入防止	28給餌施設等への 野生動物の排せつ物等 の混入防止	29ねずみ及び害虫 の駆除	30衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	
		①畜舎専用の靴の設置 又は消毒	②汚れた靴の 洗浄・消毒	①器具の定期的な 清掃・消毒	②使用物品の1頭ごとの 交換等					①ねずみ等の隠れ場所 の一指	②資材等の整理整頓 及び敷地の消毒
遵守農場数(乳用)	12 (40.0%)	13 (43.3%)	28 (93.3%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	29 (96.7%)	29 (96.7%)	24 (80.0%)	25 (83.3%)	12 (40.0%)	19 (63.3%)
遵守農場数(肉用)	67 (72.0%)	64 (68.8%)	86 (92.5%)	88 (94.6%)	92 (98.9%)	90 (96.8%)	90 (96.8%)	77 (82.8%)	84 (90.3%)	72 (77.4%)	80 (86.0%)

	31畜舎等施設の清掃 及び消毒	32毎日の家畜の健康観察	33衛生管理区域から 退出する者の手指消毒等	34衛生管理区域から 退出する車両の消毒	35衛生管理区域から搬出す る 物品の消毒等	36家畜の出荷又は移動時の健康観察		37特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止		
						①家畜の移動前の 健康観察	②死体・排せつ物の 移動時の漏出防止	①特定症状の 早期通報	②特定症状発見時の 出荷・移動の制限	③特定症状発見時の 物品の持出し制限
遵守農場数(乳用)	20 (66.7%)	30 (100.0%)	12 (40.0%)	10 (33.3%)	24 (80.0%)	29 (96.7%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	86 (92.5%)	93 (100.0%)	69 (74.2%)	79 (84.9%)	87 (93.5%)	93 (100.0%)	93 (100.0%)	92 (98.9%)	88 (94.6%)	92 (98.9%)

	38特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止			
	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等
遵守農場数(乳用)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	93 (100.0%)	93 (100.0%)	93 (100.0%)	93 (100.0%)

[illegible][illegible]

	21処理済みの飼料の利用			22安全な資材の利用	23衛生管理区域への野生動物の侵入防止			24家畜を導入する際の健康観察等		25畜舎に立ち入る者の手指消毒等
	①食品循環資源の適正処理	②加熱後の交差汚染防止	③未加熱飼料の持込み制限		①防護柵の設置等	②定期点検・修繕	③防護柵周囲の除草	①導入元の疾病発生状況等の確認	②導入家畜の隔離の実施	
遵守農場数	3 (100.0%)	3 (100.0%)	3 (100.0%)	3 (100.0%)	3 (100.0%)	3 (100.0%)	3 (100.0%)	3 (100.0%)	2 (66.7%)	3 (100.0%)

[illegible][illegible]

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践						3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	④家保等から提供される情報の確認	⑤講習会等による家畜防疫情報の把握	⑥飼養衛生管理の定期的な点検	⑦衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑧家保の指導の遵守	⑨マニュアルの作成	⑩看板設置等の措置	⑪従事者への衛生情報の周知徹底	
遵守農場数(採卵)	28 (100.0%)	28 (100.0%)	28 (100.0%)	28 (100.0%)	28 (100.0%)	28 (100.0%)	25 (89.3%)	28 (100.0%)	25 (89.3%)	24 (85.7%)	26 (92.9%)	
遵守農場数(肉用)	14 (100.0%)	14 (100.0%)	14 (100.0%)	14 (100.0%)	14 (100.0%)	14 (100.0%)	13 (92.9%)	14 (100.0%)	14 (100.0%)	14 (100.0%)	14 (100.0%)	

	6獣医師等の 健康管理指導	7衛生管理区域の設定			8埋却等に備えた措置	9愛玩動物の飼養禁止	10密飼いの防止	11衛生管理区域への 必要のない者の 立入制限	12他の畜産施設等に 立ち入った者等の衛生管理 区域への立入制限	13衛生管理区域に 立ち入る者の手指消毒等
		①衛生管理区域の 境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域 の設定	③出入口等の適正配置						
遵守農場数(採卵)	28 (100.0%)	26 (92.9%)	28 (100.0%)	28 (100.0%)	27 (96.4%)	25 (89.3%)	28 (100.0%)	28 (100.0%)	28 (100.0%)	28 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	14 (100.0%)	13 (92.9%)	14 (100.0%)	14 (100.0%)	13 (92.9%)	14 (100.0%)	14 (100.0%)	13 (92.9%)	14 (100.0%)	14 (100.0%)

	21家きん舎ごとの専用の靴の設置並びに使用				22器具の定期的な清掃 又は消毒等	23家きん舎への不必要な 物品の持込み制限	24野生動物侵入防止のためのネット等の設置等		25給餌施設等への 野生動物の排せつ物等 の混入防止	26ねずみ及び害虫の駆除	
	①家きん舎ごとの 専用の靴の設置等	②更衣時の交差汚染の防止	③家きん舎内外での作業者の 区別等	④汚れた靴の 洗浄・消毒			①防鳥ネット等の設置	②定期点検・修繕		①殺そ剤・殺虫剤の散布、 粘着シートの設置等	②家きん舎の破損箇所の修 繕
遵守農場数(採卵)	20 (71.4%)	14 (50.0%)	17 (60.7%)	25 (89.3%)	26 (92.9%)	28 (100.0%)	20 (71.4%)	22 (78.6%)	26 (92.9%)	27 (96.4%)	25 (89.3%)
遵守農場数(肉用)	10 (71.4%)	9 (64.3%)	10 (71.4%)	13 (92.9%)	14 (100.0%)	14 (100.0%)	14 (100.0%)	14 (100.0%)	14 (100.0%)	13 (92.9%)	14 (100.0%)

[illegible]

④ 馬	対象農場数			
	全体	53	うち大規模	5

滋賀県

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践						3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の馬所有者等との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守		①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底
遵守農場数	52 (98.1%)	51 (96.2%)	51 (96.2%)	52 (98.1%)	43 (81.1%)	51 (96.2%)	49 (92.5%)	51 (96.2%)		39 (73.6%)	39 (73.6%)	48 (90.6%)

	4記録の作成及び保管									5獣医師等の健康管理指導
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤馬の導入に関する記録の作成・保管	⑥馬の移動に関する記録の作成・保管	⑦馬の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管		
遵守農場数	41 (77.4%)	32 (60.4%)	51 (96.2%)	51 (96.2%)	52 (98.1%)	53 (100.0%)	52 (98.1%)	50 (94.3%)		47 (88.7%)

	6衛生管理区域の設定			7衛生管理区域への必要のない者への立入制限	8他の馬飼養施設等に立ち入った者の衛生管理区域への立入制限	9衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	10衛生管理区域に立入る車両の消毒等	11他の馬飼養施設等で使用した物品の消毒等	12海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	13飲用水の給与
	①衛生管理区域の境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置							
遵守農場数	48 (90.6%)	46 (86.8%)	49 (92.5%)	51 (96.2%)	47 (88.7%)	47 (88.7%)	45 (84.9%)	48 (90.6%)	48 (90.6%)	49 (92.5%)

	14馬を導入する際の健康観察等		15厩舎に立ち入る者の手指消毒等	16厩舎の入口における靴の交換又は消毒		17器具の定期的な清掃・消毒等	18厩舎への不必要な物品の持込み制限	19死体保管場所への野生動物の侵入防止	20給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	21衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	
	①導入元の疾病発生状況の確認	②導入家畜の隔離の実施		①厩舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒					①ねずみ等の隠れ場所の一指	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒
遵守農場数	53 (100.0%)	53 (100.0%)	47 (88.7%)	40 (75.5%)	50 (94.3%)	53 (100.0%)	53 (100.0%)	53 (100.0%)	48 (90.6%)	47 (88.7%)	50 (94.3%)

	22厩舎等施設の清掃 及び消毒	23毎日の馬の健康観察	24衛生管理区域から 退出する者の手指消毒等	25衛生管理区域から 退出する車両の消毒	26衛生管理区域から 搬出する物品の消毒等	27馬の出荷又は移動時の健康観察		28異常が確認された場合の出荷・移動の停止			
						①馬の移動前の 健康観察	②死体・排せつ物の 移動時の漏出防止	①症状増加時の受診等	②症状増加時の 出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の 家保の指導の遵守	④その他異状の 確認時の受診等
遵守農場数	47 (88.7%)	53 (100.0%)	48 (90.6%)	45 (84.9%)	48 (90.6%)	52 (98.1%)	52 (98.1%)	52 (98.1%)	53 (100.0%)	53 (100.0%)	53 (100.0%)

※ 対象農場数とは、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏の5については、大規模農場のみが対象となる)。
※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。()内は遵守農場数を、対象農場数で除した遵守率。
※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。
※ 対象農場数が2以下の場合は遵守状況を公表していない。

2. 家畜防疫員の確保の状況

(令和6年4月1日現在)																		
総計	獣 医 師																	獣 医 師 以 外 の 者
	合計 A+B+ C	地 方 公 共 団 体										民 間 団 体				個 人 診 療 C		
		計	都 道 府 県					保 健 所	市 町 村	そ の 他	計 B	農 業 共 済 団 体	農 業 協 同 組 合	そ の 他				
			家 畜 衛 生 関 係	公 衆 衛 生 関 係	そ の 他	地 方 農 林 事 務 所 等	家 畜 保 健 衛 生 所								畜 産 試 験 場 等		地 方 衛 生 研 究 所	
A+B+ C+D	A	8	7	2	5	24	17	4	11	0	0	0	0	0	0	0	0	D
78	78	78	8	7	2	5	24	17	4	11	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。

(単位:人)

3. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
479	479	0	100.0%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数

京都府

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1) 報告農場数及び頭羽数

(令和6年2月1日現在)

	牛								水牛				鹿				馬				めん羊			
	乳 用				肉 用																			
	報 告 数				報 告 数				報 告 数				報 告 数				報 告 数							
		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 肥 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 肥 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 肥 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 肥 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 肥 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 肥 以 外
農場数	46	3	0	43	66	8	3	55	0	0	0	0	5	0	5	0	45	1	9	35	17	0	12	5
全国	10,875	621	44	10,210	33,252	746	857	31,649	15	0	4	11	165	0	97	68	4,167	43	917	3,207	995	0	566	429
全国シェア	0.4%	0.5%	－	0.4%	0.2%	1.1%	0.4%	0.2%	－	－	－	－	3.0%	－	5.2%	－	1.1%	2.3%	1.0%	1.1%	1.7%	－	2.1%	1.2%
頭羽数	3,723	1,403	0	2,320	5,178	3,278	3	1,897	0	0	0	0	6	0	6	0	595	230	9	356	83	0	24	59
全国	1,327,723	401,067	41	926,615	2,425,957	852,344	858	1,572,755	155	0	4	151	3,456	0	195	3,261	77,595	23,388	917	53,290	23,105	0	1,387	21,718
全国シェア	0.3%	0.3%	－	0.3%	0.2%	0.4%	0.3%	0.1%	－	－	－	－	0.2%	－	3.1%	－	0.8%	1.0%	1.0%	0.7%	0.4%	－	1.7%	0.3%

	山羊				豚				いのしし				鶏								あひる			
	報 告 数				報 告 数				報 告 数				採 卵				肉 用							
													うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 肥 以 外	うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 肥 以 外	うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 肥 以 外	うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 肥 以 外
農場数	101	0	91	10	67	1	53	13	4	0	4	0	328	8	289	31	30	2	11	17	38	1	35	2
全国	5,061	0	4,351	710	5,642	826	1,710	3,106	209	0	191	18	12,804	506	9,377	2,921	3,797	338	300	3,159	911	7	823	81
全国シェア	2.0%	－	2.1%	1.4%	1.2%	0.1%	3.1%	0.4%	1.9%	－	2.1%	－	2.6%	1.6%	3.1%	1.1%	0.8%	0.6%	3.7%	0.5%	4.2%	14.3%	4.3%	2.5%
頭羽数	287	0	170	117	12,565	6,179	70	6,316	6	0	6	0	1,670,981	1,509,649	4,183	157,149	554,019	287,200	273	266,546	28,969	20,000	273	8,696
全国	22,019	614	9,135	12,270	8,808,985	5,891,000	2,345	2,915,640	724	0	335	389	189,514,566	145,856,042	144,482	43,514,042	155,420,720	50,107,400	5,894	105,307,426	350,136	121,983	7,123	221,030
全国シェア	1.3%	－	1.9%	1.0%	0.1%	0.1%	3.0%	0.2%	0.8%	－	1.8%	－	0.9%	1.0%	2.9%	0.4%	0.4%	0.6%	4.6%	0.3%	8.3%	16.4%	3.8%	3.9%

	うずら				きじ				だちょう				ほろほろ鳥				七面鳥			
	報 告 数				報 告 数				報 告 数				報 告 数				報 告 数			
	うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 肥 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 肥 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 肥 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 肥 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 肥 以 外	
農場数	12	0	12	0	8	0	8	0	6	0	6	0	3	0	3	0	4	0	4	0
全国	600	16	555	29	209	0	176	33	209	0	172	37	74	0	67	7	106	0	98	8
全国シェア	2.0%	－	2.2%	－	3.8%	－	4.5%	－	2.9%	－	3.5%	－	4.1%	－	4.5%	－	3.8%	－	4.1%	－
頭羽数	117	0	117	0	17	0	17	0	12	0	12	0	10	0	10	0	7	0	7	0
全国	4,167,779	3,321,000	3,386	843,393	45,965	0	1,626	44,339	3,125	0	474	2,651	9,506	0	1,390	8,116	2,396	0	614	1,782
全国シェア	0.0%	－	3.5%	－	0.0%	－	1.0%	－	0.4%	－	2.5%	－	0.1%	－	0.7%	－	0.3%	－	1.1%	－

※ 当該年の家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

※ 大規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

- (1) 成牛（次のイ、ロに該当するもの）の場合 200頭以上
イ 月齢が満17月以上の肥育牛（乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。）
ロ 月齢が満24月以上のその他の牛
- (2) 育成牛（次のイ、ロに該当するもの）の場合 3,000頭以上
イ 月齢が満4月以上満17月未満の肥育牛（乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。）
ロ 月齢が満4月以上満24月未満のその他の牛
- (3) 水牛・馬の場合 200頭以上

- (4) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 3,000頭以上
- (5) 鶏・うずらの場合 10万羽以上
- (6) あひる・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 1万羽以上

※ 小規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

- (1) 牛・水牛・馬の場合 1頭
- (2) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6頭未満
- (3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100羽未満
- (4) だちょうの場合 10羽未満

(2)飼養衛生管理基準の遵守状況

① 牛	対象農場数				
	乳用	全体	46	うち大規模	3
	肉用	全体	63	うち大規模	8

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践						3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底	
遵守農場数(乳用)	46	(100.0%)	46	(100.0%)	46	(100.0%)	46	(100.0%)	46	(100.0%)	46	(100.0%)
遵守農場数(肉用)	63	(100.0%)	63	(100.0%)	63	(100.0%)	63	(100.0%)	63	(100.0%)	63	(100.0%)

	4記録の作成及び保管								5大規模所有者が講ずる措置		6獣医師等の健康管理指導			
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤家畜の導入に関する記録の作成・保管	⑥家畜の移動に関する記録の作成・保管	⑦家畜の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	①通報ルールの作成等	②畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置				
遵守農場数(乳用)	46	(100.0%)	46	(100.0%)	46	(100.0%)	46	(100.0%)	46	(100.0%)	3	(100.0%)	46	(100.0%)
遵守農場数(肉用)	63	(100.0%)	63	(100.0%)	63	(100.0%)	63	(100.0%)	63	(100.0%)	8	(100.0%)	63	(100.0%)

	7家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備	8衛生管理区域の設定			9放牧制限の準備	10埋却等の準備	11愛玩動物の飼養禁止	12密飼いの防止	13衛生管理区域への必要のない者の立入制限	14他の畜産施設等に立ち入った者等の衛生管理区域への立入制限	15衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	
		①衛生管理区域の境界の明確化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置								
遵守農場数(乳用)	46	(100.0%)	46	(100.0%)	46	(100.0%)	46	(100.0%)	46	(100.0%)	46	(100.0%)
遵守農場数(肉用)	63	(100.0%)	63	(100.0%)	63	(100.0%)	63	(100.0%)	63	(100.0%)	63	(100.0%)

	16衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			17衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		18他の畜産施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	19海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	20飲用水の給与	21安全な資材の利用	22家畜を導入する際の健康観察等		
	①衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における交差汚染の防止					①導入元の疾病発生状況等の確認	②導入家畜の隔離の実施	
遵守農場数(乳用)	46	(100.0%)	46	(100.0%)	46	(100.0%)	46	(100.0%)	46	(100.0%)	46	(100.0%)
遵守農場数(肉用)	63	(100.0%)	63	(100.0%)	63	(100.0%)	63	(100.0%)	63	(100.0%)	63	(100.0%)

	23畜舎に立ち入る者の手指消毒等	24畜舎の入口における靴の交換又は消毒		25器具の定期的な清掃又は消毒等		26畜舎への不必要な物品の持込み制限	27死体保管場所への野生動物の侵入防止	28給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	29ねずみ及び害虫の駆除	30衛生管理区域内の整理整頓及び消毒		
		①畜舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒	①器具の定期的な清掃・消毒	②使用物品の1頭ごとの交換等					①ねずみ等の隠れ場所の一指	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒	
遵守農場数(乳用)	46	(100.0%)	46	(100.0%)	46	(100.0%)	46	(100.0%)	46	(100.0%)	46	(100.0%)
遵守農場数(肉用)	63	(100.0%)	63	(100.0%)	63	(100.0%)	63	(100.0%)	63	(100.0%)	63	(100.0%)

	31畜舎等施設の清掃及び消毒	32毎日の家畜の健康観察	33衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	34衛生管理区域から退出する車両の消毒	35衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	36家畜の出荷又は移動時の健康観察		37特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止				
						①家畜の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①特定症状の早期通報	②特定症状発見時の出荷・移動の制限	③特定症状発見時の物品の持出し制限		
遵守農場数(乳用)	46	(100.0%)	46	(100.0%)	46	(100.0%)	46	(100.0%)	46	(100.0%)	46	(100.0%)
遵守農場数(肉用)	63	(100.0%)	63	(100.0%)	63	(100.0%)	63	(100.0%)	63	(100.0%)	63	(100.0%)

	38特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止			
	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等
遵守農場数(乳用)	46	(100.0%)	46	(100.0%)
遵守農場数(肉用)	63	(100.0%)	63	(100.0%)

[illegible][illegible][illegible][illegible]

④ 馬

京都府

④ 馬	対象農場数															
	全体	36	うち大規模	1												
1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践					3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底								
	①関係法令の遵守	②地域の馬所有者等との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	④家保等から提供される情報の確認	⑤講習会等による家畜防疫情報の把握	⑥飼養衛生管理の定期的な点検	⑦衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑧家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底					
遵守農場数	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)					
4記録の作成及び保管								5獣医師等の健康管理指導								
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤馬の導入に関する記録の作成・保管	⑥馬の移動に関する記録の作成・保管	⑦馬の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管								
遵守農場数	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)							
6衛生管理区域の設定			7衛生管理区域への必要のない者への立入制限		8他の馬飼養施設等に立ち入った者の衛生管理区域への立入制限		9衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等		10衛生管理区域に立入る車両の消毒等		11他の馬飼養施設等で使用した物品の消毒等	12海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	13飲用水の給与			
	①衛生管理区域の境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置													
遵守農場数	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)		36 (100.0%)		36 (100.0%)		36 (100.0%)		36 (100.0%)				
14馬を導入する際の健康観察等			15厩舎に立ち入る者の手指消毒等		16厩舎の入口における靴の交換又は消毒		17器具の定期的な清掃・消毒等		18厩舎への不必要な物品の持込み制限		19死体保管場所への野生動物の侵入防止		20給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止		21衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	
	①導入元の疾病発生状況の確認	②導入家畜の隔離の実施			①厩舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒									①ねずみ等の隠れ場所の一指	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒
遵守農場数	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)		36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)		36 (100.0%)		36 (100.0%)		36 (100.0%)		36 (100.0%)	36 (100.0%)
22厩舎等施設の清掃及び消毒		23毎日の馬の健康観察		24衛生管理区域から退出する者の手指消毒等		25衛生管理区域から退出する車両の消毒		26衛生管理区域から搬出する物品の消毒等		27馬の出荷又は移動時の健康観察		28異常が確認された場合の出荷・移動の停止				
								①馬の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①症状増加時の受診等	②症状増加時の家保の指導の遵守	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等			
遵守農場数	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)		

※ 対象農場数とは、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏の5については、大規模農場のみが対象となる)。
※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。()内は遵守農場数を、対象農場数で除した遵守率。
※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。
※ 対象農場数が2以下の場合は遵守状況を公表していない。

2. 家畜防疫員の確保の状況

(令和6年4月1日現在)

総計	獣 医 師																		獣 医 師 以 外 の 者	
	合計 A+B+ C+D	合計 A+B+ C	地 方 公 共 団 体										民 間 団 体					個人診療 C		
			計	都 道 府 県					保健所	市町村	その他	計 B	農業 共済 団体	農業 協同 組合	その他					
				家 畜 衛 生 関 係	公 衆 衛 生 関 係	その他	地方 農 林 事 務 所 等	家 畜 保 健 衛 生 所								畜 産 試 験 場 等	地方 衛 生 研 究 所			食 肉 衛 生 検 査 所
89	58	58	6	0	3	3	32	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。

(単位: 人)

3. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
780	780	0	100.0%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数

大阪府

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1)報告農場数及び頭羽数

(令和6年2月1日現在)

	牛								水牛				鹿				馬				めん羊			
	乳 用				肉 用																			
	報 告 数				報 告 数				報 告 数				報 告 数				報 告 数							
		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外
農場数	23	0	0	23	10	0	0	10	0	0	0	0	1	0	1	0	33	0	8	25	11	0	6	5
全国	10,875	621	44	10,210	33,252	746	857	31,649	15	0	4	11	165	0	97	68	4,167	43	917	3,207	995	0	566	429
全国シェア	0.2%	－	－	0.2%	0.0%	－	－	0.0%	－	－	－	－	0.6%	－	1.0%	－	0.8%	－	0.9%	0.8%	1.1%	－	1.1%	1.2%
頭羽数	1,147	0	0	1,147	764	0	0	764	0	0	0	0	2	0	2	0	827	0	8	819	126	0	19	107
全国	1,327,723	401,067	41	926,615	2,425,957	852,344	858	1,572,755	155	0	4	151	3,456	0	195	3,261	77,595	23,388	917	53,290	23,105	0	1,387	21,718
全国シェア	0.1%	－	－	0.1%	0.0%	－	－	0.0%	－	－	－	－	0.1%	－	1.0%	－	1.1%	－	0.9%	1.5%	0.5%	－	1.4%	0.5%

	山羊				豚				いのしし				鶏								あひる			
	報 告 数				報 告 数				報 告 数				採 卵				肉 用				報 告 数			
													報 告 数											
		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外
農場数	38	0	31	7	103	0	92	11	1	0	1	0	113	0	91	22	0	0	0	0	31	0	28	3
全国	5,061	0	4,351	710	5,642	826	1,710	3,106	209	0	191	18	12,804	506	9,377	2,921	3,797	338	300	3,159	911	7	823	81
全国シェア	0.8%	－	0.7%	1.0%	1.8%	－	5.4%	0.4%	0.5%	－	0.5%	－	0.9%	－	1.0%	0.8%	－	－	－	－	3.4%	－	3.4%	3.7%
頭羽数	273	0	66	207	2,400	0	113	2,287	1	0	1	0	50,926	0	1,386	49,540	25	0	25	0	16,903	0	203	16,700
全国	22,019	614	9,135	12,270	8,808,985	5,891,000	2,345	2,915,640	724	0	335	389	189,514,566	145,856,042	144,482	43,514,042	155,420,720	50,107,400	5,894	105,307,426	350,136	121,983	7,123	221,030
全国シェア	1.2%	－	0.7%	1.7%	0.0%	－	4.8%	0.1%	0.1%	－	0.3%	－	0.0%	－	1.0%	0.1%	0.0%	－	0.4%	－	4.8%	－	2.8%	7.6%

	うずら				きじ				だちょう				ほろほろ鳥				七面鳥			
	報 告 数				報 告 数				報 告 数				報 告 数				報 告 数			
		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外
農場数	22	0	22	0	2	0	2	0	4	0	4	0	2	0	2	0	2	0	2	0
全国	600	16	555	29	209	0	176	33	209	0	172	37	74	0	67	7	106	0	98	8
全国シェア	3.7%	－	4.0%	－	1.0%	－	1.1%	－	1.9%	－	2.3%	－	2.7%	－	3.0%	－	1.9%	－	2.0%	－
頭羽数	120	0	120	0	41	0	41	0	11	0	11	0	15	0	15	0	7	0	7	0
全国	4,167,779	3,321,000	3,386	843,393	45,965	0	1,626	44,339	3,125	0	474	2,651	9,506	0	1,390	8,116	2,396	0	614	1,782
全国シェア	0.0%	－	3.5%	－	0.1%	－	2.5%	－	0.4%	－	2.3%	－	0.2%	－	1.1%	－	0.3%	－	1.1%	－

※ 当該年の家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

※ 大規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

- (1) 成牛(次のイ、ロに該当するもの)の場合 200頭以上
イ 月齢が満17月以上の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)
ロ 月齢が満24月以上のその他の牛
(2) 育成牛(次のイ、ロに該当するもの)の場合 3,000頭以上
イ 月齢が満4月以上満17月未満の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)
ロ 月齢が満4月以上満24月未満のその他の牛
(3) 水牛・馬の場合 200頭以上

- (4) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 3,000頭以上
(5) 鶏・うずらの場合 10万羽以上
(6) あひる・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 1万羽以上

※ 小規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

- (1) 牛・水牛・馬の場合 1頭
(2) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6頭未満
(3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100羽未満
(4) だちょうの場合 10羽未満

(2)飼養衛生管理基準の遵守状況

① 牛	対象農場数				
	乳用	全体	23	うち大規模	0
	肉用	全体	10	うち大規模	0

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践					3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底							
	①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底					
遵守農場数(乳用)	23	(100.0%)	23	(100.0%)	23	(100.0%)	23	(100.0%)	23	(100.0%)	22	(95.7%)	20	(87.0%)	23	(100.0%)
遵守農場数(肉用)	10	(100.0%)	10	(100.0%)	10	(100.0%)	10	(100.0%)	10	(100.0%)	10	(100.0%)	10	(100.0%)	10	(100.0%)

	4記録の作成及び保管								5大規模所有者が講ずる措置		6獣医師等の健康管理指導							
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤家畜の導入に関する記録の作成・保管	⑥家畜の移動に関する記録の作成・保管	⑦家畜の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	①通報ルールの作成等	②畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置								
遵守農場数(乳用)	23	(100.0%)	19	(82.6%)	23	(100.0%)	23	(100.0%)	23	(100.0%)	23	(100.0%)	0	－	0	－	23	(100.0%)
遵守農場数(肉用)	10	(100.0%)	8	(80.0%)	10	(100.0%)	10	(100.0%)	10	(100.0%)	10	(100.0%)	0	－	0	－	10	(100.0%)

	7家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備	8衛生管理区域の設定			9放牧制限の準備	10埋却等の準備	11愛玩動物の飼養禁止	12密飼いの防止	13衛生管理区域への必要のない者の立入制限	14他の畜産施設等に立ち入った者等の衛生管理区域への立入制限	15衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等									
		①衛生管理区域の境界の明確化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置																
遵守農場数(乳用)	23	(100.0%)	23	(100.0%)	23	(100.0%)	23	(100.0%)	18	(78.3%)	22	(95.7%)	23	(100.0%)	23	(100.0%)	22	(95.7%)		
遵守農場数(肉用)	10	(100.0%)	10	(100.0%)	10	(100.0%)	10	(100.0%)	5	(50.0%)	9	(90.0%)	10	(100.0%)	10	(100.0%)	8	(80.0%)	10	(100.0%)

	16衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			17衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		18他の畜産施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	19海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	20飲用水の給与	21安全な資材の利用	22家畜を導入する際の健康観察等										
	①衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における交差汚染の防止					①導入元の疾病発生状況等の確認	②導入家畜の隔離の実施									
遵守農場数(乳用)	23	(100.0%)	12	(52.2%)	23	(100.0%)	22	(95.7%)	13	(56.5%)	23	(100.0%)	23	(100.0%)	23	(100.0%)	23	(100.0%)	19	(82.6%)
遵守農場数(肉用)	10	(100.0%)	7	(70.0%)	10	(100.0%)	10	(100.0%)	7	(70.0%)	10	(100.0%)	10	(100.0%)	10	(100.0%)	10	(100.0%)	10	(100.0%)

	23畜舎に立ち入る者の手指消毒等	24畜舎の入口における靴の交換又は消毒		25器具の定期的な清掃又は消毒等		26畜舎への不必要な物品の持込み制限	27死体保管場所への野生動物の侵入防止	28給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	29ねずみ及び害虫の駆除	30衛生管理区域内の整理整頓及び消毒						
		①畜舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒	①器具の定期的な清掃・消毒	②使用物品の1頭ごとの交換等					①ねずみ等の隠れ場所の一指	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒					
遵守農場数(乳用)	22	(95.7%)	22	(95.7%)	23	(100.0%)	23	(100.0%)	23	(100.0%)	20	(87.0%)	20	(87.0%)	22	(95.7%)
遵守農場数(肉用)	10	(100.0%)	9	(90.0%)	10	(100.0%)	10	(100.0%)	10	(100.0%)	9	(90.0%)	9	(90.0%)	9	(90.0%)

	31畜舎等施設の清掃及び消毒	32毎日の家畜の健康観察	33衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	34衛生管理区域から退出する車両の消毒	35衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	36家畜の出荷又は移動時の健康観察		37特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止								
						①家畜の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①特定症状の早期通報	②特定症状発見時の出荷・移動の制限	③特定症状発見時の物品の持出し制限						
遵守農場数(乳用)	23	(100.0%)	23	(100.0%)	22	(95.7%)	21	(91.3%)	23	(100.0%)	23	(100.0%)	23	(100.0%)	23	(100.0%)
遵守農場数(肉用)	10	(100.0%)	10	(100.0%)	10	(100.0%)	10	(100.0%)	10	(100.0%)	10	(100.0%)	10	(100.0%)	10	(100.0%)

	38特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止									
	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等						
遵守農場数(乳用)	23	(100.0%)	23	(100.0%)	23	(100.0%)	23	(100.0%)	23	(100.0%)
遵守農場数(肉用)	10	(100.0%)	10	(100.0%)	10	(100.0%)	10	(100.0%)	10	(100.0%)

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践					3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底
遵守農場数	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	8 (72.7%)	10 (90.9%)	11 (100.0%)

	6獣医師等の健康管理指導	7家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備	8衛生管理区域の設定			9放牧制限の準備	10埋却等の準備	11愛玩動物の飼養禁止	12密飼いの防止	13衛生管理区域への必要のない者の立入制限	14他の畜産施設等に立ち入った者等の衛生管理区域への立入制限
			①衛生管理区域の境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置						
遵守農場数	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	8 (72.7%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)

	21処理済みの飼料の利用			22安全な資材の利用	23衛生管理区域への野生動物の侵入防止			24家畜を導入する際の健康観察等		25畜舎に立ち入る者の手指消毒等
	①食品循環資源の適正処理	②加熱後の交差汚染防止	③未加熱飼料の持込み制限		①防護柵の設置等	②定期点検・修繕	③防護柵周囲の除草	①導入元の疾病発生状況等の確認	②導入家畜の隔離の実施	
遵守農場数	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	10 (90.9%)	11 (100.0%)	10 (90.9%)	11 (100.0%)

	29野生動物侵入防止のためのネット等の設置等			30給餌施設等への 野生動物の排せつ物等 の混入防止	31ねずみ及び害虫の駆除		32衛生管理区域内の整理整頓及び消毒		33畜舎等施設の清掃 及び消毒	34毎日の家畜の健康観察	35衛生管理区域から 退出する者の手指消毒等
	①防鳥ネット等の設置	②定期点検・修繕	③放牧場の給餌場所 における防鳥ネットの設置等		①殺そ剤・殺虫剤の散布、 粘着シートの設置等	②畜舎の破損箇所の修繕	①ねずみ等の隠れ場所 の一掃	②資材等の整理整頓 及び敷地の消毒			
遵守農場数	8 (72.7%)	10 (90.9%)	11 (100.0%)	10 (90.9%)	9 (81.8%)	10 (90.9%)	8 (72.7%)	9 (81.8%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)

[illegible]

③ 鶏

対象農場数				
採卵	全体	22	うち大規模	0
肉用	全体	0	うち大規模	0

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践						3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底	
遵守農場数(採卵)	22 (100.0%)	22 (100.0%)	22 (100.0%)	22 (100.0%)	22 (100.0%)	22 (100.0%)	22 (100.0%)	22 (100.0%)	16 (72.7%)	15 (68.2%)	21 (95.5%)	
遵守農場数(肉用)	0 －	0 －	0 －	0 －	0 －	0 －	0 －	0 －	0 －	0 －	0 －	

	4記録の作成及び保管								5大規模所有者が講ずる措置		
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤家きんの導入に関する記録の作成・保管	⑥家きんの移動に関する記録の作成・保管	⑦家きんの異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	①通報ルールを作成等	②畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置	③対応計画の策定
遵守農場数(採卵)	21 (95.5%)	14 (63.6%)	22 (100.0%)	22 (100.0%)	21 (95.5%)	22 (100.0%)	22 (100.0%)	21 (95.5%)	0 -	0 -	0 -
遵守農場数(肉用)	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -

	6獣医師等の健康管理指導	7衛生管理区域の設定			8埋却等に備えた措置	9愛玩動物の飼養禁止	10密飼いの防止	11衛生管理区域への必要のない者の立入制限	12他の畜産施設等に立ち入った者等の衛生管理区域への立入制限	13衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
		①衛生管理区域の境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置						
遵守農場数(採卵)	19 (86.4%)	21 (95.5%)	22 (100.0%)	22 (100.0%)	22 (100.0%)	21 (95.5%)	22 (100.0%)	22 (100.0%)	22 (100.0%)	21 (95.5%)
遵守農場数(肉用)	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -

	14衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			15衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		16他の畜産施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	17海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	18飲用水の給与	19家きんを導入する際の健康観察等		20家きん舎に立ち入る者の手指消毒等
	①衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における交差汚染の防止				①導入元の疾病発生状況等の確認	②導入家きんの隔離の実施	
遵守農場数(採卵)	21 (95.5%)	18 (81.8%)	22 (100.0%)	22 (100.0%)	20 (90.9%)	22 (100.0%)	22 (100.0%)	21 (95.5%)	22 (100.0%)	21 (95.5%)	21 (95.5%)
遵守農場数(肉用)	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -

	21家きん舎ごとの専用の靴の設置並びに使用				22器具の定期的な清掃又は消毒等	23家きん舎への不必要な物品の持込み制限	24野生動物侵入防止のためのネット等の設置等		25給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	26ねずみ及び害虫の駆除	
	①家きん舎ごとの専用の靴の設置等	②更衣時の交差汚染の防止	③家きん舎内外での作業者の区別等	④汚れた靴の洗浄・消毒			①防鳥ネット等の設置	②定期点検・修繕		①殺そ剤・殺虫剤の散布、粘着シートの設置等	②家きん舎の破損箇所の修繕
遵守農場数(採卵)	15 (68.2%)	10 (45.5%)	15 (68.2%)	22 (100.0%)	22 (100.0%)	22 (100.0%)	21 (95.5%)	22 (100.0%)	22 (100.0%)	19 (86.4%)	22 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -

	27衛生管理区域内の整理整頓及び消毒		28家きん等施設の清掃及び消毒	29毎日の家きんの健康観察	30衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	31衛生管理区域から退出する車両の消毒	32衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	33家きんの出荷又は移動時の健康観察	
	①ねずみ等の隠れ場所の一扫	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒						①家きんの移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止
遵守農場数(採卵)	19 (86.4%)	20 (90.9%)	22 (100.0%)	22 (100.0%)	21 (95.5%)	22 (100.0%)	22 (100.0%)	22 (100.0%)	21 (95.5%)
遵守農場数(肉用)	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -

	34特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止			35特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止			
	①特定症状の早期通報	②特定症状発見時の出荷・移動の制限	③特定症状発見時の物品の持出し制限	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等
遵守農場数(採卵)	22 (100.0%)	22 (100.0%)	22 (100.0%)	22 (100.0%)	22 (100.0%)	22 (100.0%)	22 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -

④ 馬	対象農場数			
	全体	25	うち大規模	0

大阪府

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践					3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の馬所有者等との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底
遵守農場数	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	20 (80.0%)	21 (84.0%)	25 (100.0%)

	4記録の作成及び保管								5獣医師等の 健康管理指導
	①立入者に関する記録 の作成・保管	②消毒の実施に関する 記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録 の作成・保管	④従事者の海外渡航記録 の作成・保管	⑤馬の導入に関する 記録の作成・保管	⑥馬の移動に関する 記録の作成・保管	⑦馬の異状に関する 記録の作成・保管	⑧農場指導に関する 記録の作成・保管	
遵守農場数	21 (84.0%)	12 (48.0%)	24 (96.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)

	6衛生管理区域の設定			7衛生管理区域への必要のない者への立入制限	8他の馬飼養施設等に立ち入った者の衛生管理区域への立入制限	9衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	10衛生管理区域に立入る車両の消毒等	11他の馬飼養施設等で使用した物品の消毒等	12海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	13飲用水の給与
	①衛生管理区域の境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置							
遵守農場数	24 (96.0%)	24 (96.0%)	24 (96.0%)	24 (96.0%)	24 (96.0%)	24 (96.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	23 (92.0%)	25 (100.0%)

	14馬を導入する際の健康観察等		15厩舎に立ち入る者の手指消毒等	16厩舎の入口における靴の交換又は消毒		17器具の定期的な清掃・消毒等	18厩舎への不必要な物品の持込み制限	19死体保管場所への野生動物の侵入防止	20給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	21衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	
	①導入元の疾病発生状況の確認	②導入家畜の隔離の実施		①厩舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒					①ねずみ等の隠れ場所の一指	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒
遵守農場数	25 (100.0%)	25 (100.0%)	22 (88.0%)	19 (76.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	19 (76.0%)	25 (100.0%)

	22厩舎等施設の清掃及び消毒	23毎日の馬の健康観察	24衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	25衛生管理区域から退出する車両の消毒	26衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	27馬の出荷又は移動時の健康観察		28異常が確認された場合の出荷・移動の停止			
						①馬の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等
遵守農場数	24 (96.0%)	25 (100.0%)	23 (92.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)

※ 対象農場数とは、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏の5については、大規模農場のみが対象となる)。
※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。()内は遵守農場数を、対象農場数で除した遵守率。
※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。
※ 対象農場数が2以下の場合には遵守状況を公表していない。

2. 家畜防疫員の確保の状況

(令和6年4月1日現在)																			
総計 A+B+ C+D	獣 医 師																		獣 医 師 以 外 の 者 D
	合計 A+B+ C	地 方 公 共 団 体												民 間 団 体				個 人 診 療 C	
		計 A	都 道 府 県					保 健 所	市 町 村	そ の 他	計 B	農 業 共 済 団 体	農 業 協 同 組 合	そ の 他					
			本 庁			地 方 農 林 事 務 所 等	家 畜 保 健 衛 生 所								畜 産 試 験 場 等	地 方 衛 生 研 究 所	食 肉 衛 生 検 査 所		
			家 畜 衛 生 関 係	公 衆 衛 生 関 係	そ の 他														
55	55	54	5	0	6	0	17	0	0	0	0	0	26	1	0	0	1	0	0

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。(単位:人)

3. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
413	396	17	95.9%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数

兵庫県

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1)報告農場数及び頭羽数

(令和6年2月1日現在)

	牛								水牛				鹿				馬				めん羊			
	乳 用				肉 用																			
	報 告 数				報 告 数				報 告 数				報 告 数				報 告 数							
		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外
農場数	187	4	1	182	1,074	21	24	1,029	1	0	0	1	5	0	5	0	70	2	12	56	23	0	14	9
全国	10,875	621	44	10,210	33,252	746	857	31,649	15	0	4	11	165	0	97	68	4,167	43	917	3,207	995	0	566	429
全国シェア	1.7%	0.6%	2.3%	1.8%	3.2%	2.8%	2.8%	3.3%	6.7%	－	－	9.1%	3.0%	－	5.2%	－	1.7%	4.7%	1.3%	1.7%	2.3%	－	2.5%	2.1%
頭羽数	11,923	1,847	1	10,075	57,065	15,119	24	41,922	3	0	0	3	9	0	9	0	2,074	1,128	12	934	378	0	45	333
全国	1,327,723	401,067	41	926,615	2,425,957	852,344	858	1,572,755	155	0	4	151	3,456	0	195	3,261	77,595	23,388	917	53,290	23,105	0	1,387	21,718
全国シェア	0.9%	0.5%	2.4%	1.1%	2.4%	1.8%	2.8%	2.7%	1.9%	－	－	2.0%	0.3%	－	4.6%	－	2.7%	4.8%	1.3%	1.8%	1.6%	－	3.2%	1.5%

	山羊				豚				いのしし				鶏								あひる			
	報 告 数				報 告 数				報 告 数				採 卵				肉 用							
													うち大規模	うち小規模	うちを認以外	うち大規模	うち小規模	うちを認以外	うち大規模	うち小規模	うちを認以外	うち大規模	うち小規模	うちを認以外
報 告 数	報 告 数	報 告 数	報 告 数	報 告 数	報 告 数	報 告 数	報 告 数																	
農場数	106	0	93	13	80	2	60	18	11	0	9	2	257	13	163	81	77	7	5	65	32	0	28	4
全国	5,061	0	4,351	710	5,642	826	1,710	3,106	209	0	191	18	12,804	506	9,377	2,921	3,797	338	300	3,159	911	7	823	81
全国シェア	2.1%	－	2.1%	1.8%	1.4%	0.2%	3.5%	0.6%	5.3%	－	4.7%	11.1%	2.0%	2.6%	1.7%	2.8%	2.0%	2.1%	1.7%	2.1%	3.5%	－	3.4%	4.9%
頭羽数	397	0	202	195	19,141	11,629	78	7,434	62	0	21	41	6,470,408	5,378,520	2,993	1,088,895	2,726,126	1,026,400	109	1,699,617	6,456	0	356	6,100
全国	22,019	614	9,135	12,270	8,808,985	5,891,000	2,345	2,915,640	724	0	335	389	189,514,566	145,856,042	144,482	43,514,042	155,420,720	50,107,400	5,894	105,307,426	350,136	121,983	7,123	221,030
全国シェア	1.8%	－	2.2%	1.6%	0.2%	0.2%	3.3%	0.3%	8.6%	－	6.3%	10.5%	3.4%	3.7%	2.1%	2.5%	1.8%	2.0%	1.8%	1.6%	1.8%	－	5.0%	2.8%

	うずら				きじ				だちょう				ほろほろ鳥				七面鳥			
	報 告 数				報 告 数				報 告 数				報 告 数				報 告 数			
	うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 め 以 外	
農場数	19	0	19	0	4	0	4	0	7	0	5	2	2	0	2	0	0	0	0	0
全国	600	16	555	29	209	0	176	33	209	0	172	37	74	0	67	7	106	0	98	8
全国シェア	3.2%	－	3.4%	－	1.9%	－	2.3%	－	3.3%	－	2.9%	5.4%	2.7%	－	3.0%	－	－	－	－	－
頭羽数	90	0	90	0	53	0	53	0	47	0	17	30	14	0	14	0	0	0	0	0
全国	4,167,779	3,321,000	3,386	843,393	45,965	0	1,626	44,339	3,125	0	474	2,651	9,506	0	1,390	8,116	2,396	0	614	1,782
全国シェア	0.0%	－	2.7%	－	0.1%	－	3.3%	－	1.5%	－	3.6%	1.1%	0.1%	－	1.0%	－	－	－	－	－

※ 当該年の家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

※ 大規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

- (1) 成牛（次のイ、ロに該当するもの）の場合 200頭以上
イ 月齢が満17月以上の肥育牛（乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。）
ロ 月齢が満24月以上のその他の牛
(2) 育成牛（次のイ、ロに該当するもの）の場合 3,000頭以上
イ 月齢が満4月以上満17月未満の肥育牛（乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。）
ロ 月齢が満4月以上満24月未満のその他の牛
(3) 水牛・馬の場合 200頭以上
(4) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 3,000頭以上
(5) 鶏・うずらの場合 10万羽以上
(6) あひる・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 1万羽以上

※ 小規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

- (1) 牛・水牛・馬の場合 1頭
(2) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6頭未満
(3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100羽未満
(4) だちょうの場合 10羽未満

(2)飼養衛生管理基準の遵守状況

① 牛	対象農場数				
	乳用	全体	186	うち大規模	4
	肉用	全体	1,050	うち大規模	21

	1家畜所有者の責務				2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践					3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底												
	①関係法令の遵守		②地域の畜産関係者との協力		③飼養衛生管理者との連絡体制の確保		④家保等から提供される情報の確認		⑤講習会等による家畜防疫情報の把握		⑥飼養衛生管理の定期的な点検		⑦衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成		⑧家保の指導の遵守		⑨マニュアルの作成		⑩看板設置等の措置		⑪従事者への衛生情報の周知徹底	
遵守農場数(乳用)	186	(100.0%)	185	(99.5%)	186	(100.0%)	186	(100.0%)	186	(100.0%)	186	(100.0%)	186	(100.0%)	186	(100.0%)	169	(90.9%)	168	(90.3%)	183	(98.4%)
遵守農場数(肉用)	1,048	(99.8%)	1,048	(99.8%)	1,048	(99.8%)	1,044	(99.4%)	1,002	(95.4%)	1,043	(99.3%)	1,045	(99.5%)	1,043	(99.3%)	1,019	(97.0%)	1,029	(98.0%)	1,041	(99.1%)

	4記録の作成及び保管								5大規模所有者が講ずる措置		6獣医師等の健康管理指導											
	①立入者に関する記録の作成・保管		②消毒の実施に関する記録の作成・保管		③立入者の海外渡航記録の作成・保管		④従事者の海外渡航記録の作成・保管		⑤家畜の導入に関する記録の作成・保管			⑥家畜の移動に関する記録の作成・保管		⑦家畜の異状に関する記録の作成・保管		⑧農場指導に関する記録の作成・保管		⑨通報ルールの作成等		⑩畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置		
遵守農場数(乳用)	186	(100.0%)	162	(87.1%)	185	(99.5%)	186	(100.0%)	186	(100.0%)	186	(100.0%)	186	(100.0%)	186	(100.0%)	4	(100.0%)	4	(100.0%)	186	(100.0%)
遵守農場数(肉用)	1,023	(97.4%)	952	(90.7%)	1,044	(99.4%)	1,047	(99.7%)	1,048	(99.8%)	1,046	(99.6%)	1,045	(99.5%)	1,038	(98.9%)	21	(100.0%)	21	(100.0%)	1,046	(99.6%)

	7家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備	8衛生管理区域の設定			9放牧制限の準備	10埋却等の準備	11愛玩動物の飼養禁止	12密飼いの防止	13衛生管理区域への必要のない者の立入制限	14他の畜産施設等に立ち入った者等の衛生管理区域への立入制限	15衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等											
		①衛生管理区域の境界の明確化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置																		
遵守農場数(乳用)	186	(100.0%)	177	(95.2%)	186	(100.0%)	186	(100.0%)	179	(96.2%)	167	(89.8%)	186	(100.0%)	186	(100.0%)	185	(99.5%)	169	(90.9%)		
遵守農場数(肉用)	1,045	(99.5%)	1,044	(99.4%)	1,045	(99.5%)	1,046	(99.6%)	1,045	(99.5%)	1,025	(97.6%)	989	(94.2%)	1,046	(99.6%)	1,047	(99.7%)	1,046	(99.6%)	995	(94.8%)

	16衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			17衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		18他の畜産施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	19海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	20飲用水の給与	21安全な資材の利用	22家畜を導入する際の健康観察等												
	①衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における交差汚染の防止					①導入元の疾病発生状況等の確認	②導入家畜の隔離の実施											
遵守農場数(乳用)	186	(100.0%)	176	(94.6%)	186	(100.0%)	159	(85.5%)	141	(75.8%)	185	(99.5%)	186	(100.0%)	182	(97.8%)	186	(100.0%)	186	(100.0%)	180	(96.8%)
遵守農場数(肉用)	1,042	(99.2%)	1,009	(96.1%)	1,046	(99.6%)	1,001	(95.3%)	846	(80.6%)	1,039	(99.0%)	1,042	(99.2%)	1,039	(99.0%)	1,044	(99.4%)	1,044	(99.4%)	1,029	(98.0%)

	23畜舎に立ち入る者の手指消毒等	24畜舎の入口における靴の交換又は消毒		25器具の定期的な清掃又は消毒等		26畜舎への不必要な物品の持込み制限	27死体保管場所への野生動物の侵入防止	28給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	29ねずみ及び害虫の駆除	30衛生管理区域内の整理整頓及び消毒												
		①畜舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒	①器具の定期的な清掃・消毒	②使用物品の1頭ごとの交換等					①ねずみ等の隠れ場所の一指	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒											
遵守農場数(乳用)	173	(93.0%)	175	(94.1%)	185	(99.5%)	186	(100.0%)	186	(100.0%)	180	(96.8%)	177	(95.2%)	184	(98.9%)	184	(98.9%)				
遵守農場数(肉用)	992	(94.5%)	1,034	(98.5%)	1,045	(99.5%)	1,041	(99.1%)	1,047	(99.7%)	1,044	(99.4%)	1,041	(99.1%)	1,041	(99.1%)	1,027	(97.8%)	1,021	(97.2%)	1,040	(99.0%)

	31畜舎等施設の清掃及び消毒	32毎日の家畜の健康観察	33衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	34衛生管理区域から退出する車両の消毒	35衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	36家畜の出荷又は移動時の健康観察		37特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止												
						①家畜の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①特定症状の早期通報	②特定症状発見時の出荷・移動の制限	③特定症状発見時の物品の持出し制限										
遵守農場数(乳用)	171	(91.9%)	186	(100.0%)	163	(87.6%)	159	(85.5%)	185	(99.5%)	186	(100.0%)	186	(100.0%)	186	(100.0%)	186	(100.0%)	186	(100.0%)
遵守農場数(肉用)	1,036	(98.7%)	1,044	(99.4%)	999	(95.1%)	1,010	(96.2%)	1,042	(99.2%)	1,047	(99.7%)	1,043	(99.3%)	1,043	(99.3%)	1,046	(99.6%)	1,046	(99.6%)

	38特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止			
	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等
遵守農場数(乳用)	186	(100.0%)	186	(100.0%)
遵守農場数(肉用)	1,048	(99.8%)	1,048	(99.8%)

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践					3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底
遵守農場数	20 (100.0%)	19 (95.0%)	20 (100.0%)	20 (100.0%)	19 (95.0%)	19 (95.0%)	19 (95.0%)	20 (100.0%)	19 (95.0%)	18 (90.0%)	19 (95.0%)

	6獣医師等の 健康管理指導	7家畜伝染病の 発生リスクの高まりに 対する準備	8衛生管理区域の設定			9放牧制限の準備	10埋却等の準備	11愛玩動物の飼養禁止	12密飼いの防止	13衛生管理区域への 必要のない者の 立入制限	14他の畜産施設等に 立ち入った者等の衛生管理 区域への立入制限
			①衛生管理区域の 境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域 の設定	③出入口等の適正配置						
遵守農場数	18 (90.0%)	19 (95.0%)	20 (100.0%)	20 (100.0%)	20 (100.0%)	20 (100.0%)	20 (100.0%)	19 (95.0%)	20 (100.0%)	20 (100.0%)	20 (100.0%)

	21処理済みの飼料の利用			22安全な資材の利用	23衛生管理区域への野生動物の侵入防止			24家畜を導入する際の健康観察等		25畜舎に立ち入る者の手指消毒等
	①食品循環資源の適正処理	②加熱後の交差汚染防止	③未加熱飼料の持込み制限		①防護柵の設置等	②定期点検・修繕	③防護柵周囲の除草	①導入元の疾病発生状況等の確認	②導入家畜の隔離の実施	
遵守農場数	20 (100.0%)	20 (100.0%)	20 (100.0%)	20 (100.0%)	19 (95.0%)	19 (95.0%)	20 (100.0%)	20 (100.0%)	19 (95.0%)	19 (95.0%)

	29野生動物侵入防止のためのネット等の設置等			30給餌施設等への 野生動物の排せつ物等 の混入防止	31ねずみ及び害虫の駆除		32衛生管理区域内の整理整頓及び消毒		33畜舎等施設の清掃 及び消毒	34毎日の家畜の健康観察	35衛生管理区域から 退出する者の手指消毒等
	①防鳥ネット等の設置	②定期点検・修繕	③放牧場の給餌場所 における防鳥ネットの設置等		①殺そ剤・殺虫剤の散布、 粘着シートの設置等	②畜舎の破損箇所の修繕	①ねずみ等の隠れ場所 の一掃	②資材等の整理整頓 及び敷地の消毒			
遵守農場数	18 (90.0%)	20 (100.0%)	20 (100.0%)	20 (100.0%)	20 (100.0%)	20 (100.0%)	20 (100.0%)	20 (100.0%)	19 (95.0%)	20 (100.0%)	19 (95.0%)

[illegible]

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践					3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底
遵守農場数(採卵)	94 (100.0%)	94 (100.0%)	94 (100.0%)	94 (100.0%)	93 (98.9%)	94 (100.0%)	94 (100.0%)	94 (100.0%)	89 (94.7%)	89 (94.7%)	92 (97.9%)
遵守農場数(肉用)	72 (100.0%)	72 (100.0%)	72 (100.0%)	72 (100.0%)	72 (100.0%)	72 (100.0%)	72 (100.0%)	72 (100.0%)	70 (97.2%)	70 (97.2%)	71 (98.6%)

	6獣医師等の 健康管理指導	7衛生管理区域の設定			8埋却等に備えた措置	9愛玩動物の飼養禁止	10密飼いの防止	11衛生管理区域への 必要のない者の 立入制限	12他の畜産施設等に 立ち入った者等の衛生管理 区域への立入制限	13衛生管理区域に 立ち入る者の手指消毒等
		①衛生管理区域の 境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域 の設定	③出入口等の適正配置						
遵守農場数(採卵)	94 (100.0%)	91 (96.8%)	94 (100.0%)	94 (100.0%)	94 (100.0%)	91 (96.8%)	94 (100.0%)	94 (100.0%)	93 (98.9%)	90 (95.7%)
遵守農場数(肉用)	72 (100.0%)	72 (100.0%)	72 (100.0%)	72 (100.0%)	72 (100.0%)	69 (95.8%)	72 (100.0%)	72 (100.0%)	72 (100.0%)	69 (95.8%)

	21家きん舎ごとの専用の靴の設置並びに使用				22器具の定期的な清掃 又は消毒等	23家きん舎への不必要な 物品の持込み制限	24野生動物侵入防止のためのネット等の設置等		25給餌施設等への 野生動物の排せつ物等 の混入防止	26ねずみ及び害虫の駆除	
	①家きん舎ごとの 専用の靴の設置等	②更衣時の交差汚染の防止	③家きん舎内外での作業者の 区別等	④汚れた靴の 洗浄・消毒			①防鳥ネット等の設置	②定期点検・修繕		①殺そ剤・殺虫剤の散布、 粘着シートの設置等	②家きん舎の破損箇所の修 繕
遵守農場数(採卵)	85 (90.4%)	79 (84.0%)	81 (86.2%)	94 (100.0%)	94 (100.0%)	93 (98.9%)	89 (94.7%)	89 (94.7%)	94 (100.0%)	93 (98.9%)	90 (95.7%)
遵守農場数(肉用)	71 (98.6%)	67 (93.1%)	65 (90.3%)	72 (100.0%)	72 (100.0%)	72 (100.0%)	70 (97.2%)	72 (100.0%)	72 (100.0%)	72 (100.0%)	72 (100.0%)

[illegible]

④ 馬

兵庫県

④ 馬	対象農場数			
	全体	58	うち大規模	2
</				

※ 対象農場数とは、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏の5については、大規模農場のみが対象となる)。
※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。()内は遵守農場数を、対象農場数で除した遵守率。
※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。
※ 対象農場数が2以下の場合は遵守状況を公表していない。

2. 家畜防疫員の確保の状況

(令和6年4月1日現在)																			
総計 A+B+ C+D	獣 医 師																		獣 医 師 以 外 の 者 D
	合計 A+B+ C	地 方 公 共 団 体												民 間 団 体				個人 診 療 C	
		計 A	都 道 府 県					保 健 所	市 町 村	そ の 他	計 B	農 業 共 済 団 体	農 業 協 同 組 合	そ の 他					
			本 庁			地方 農林 事務 所等	家 畜 保 健 衛 生 所								畜 産 試 験 場 等				
			家 畜 衛 生 関 係	公 衆 衛 生 関 係	そ の 他														
99	99	99	16	0	2	11	50	17	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。

(単位: 人)

3. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
1,962	1,955	7	99.6%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数

奈良県

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1)報告農場数及び頭羽数

(令和6年2月1日現在)

	牛								水牛				鹿				馬				めん羊			
	乳 用				肉 用																			
	報 告 数				報 告 数				報 告 数				報 告 数				報 告 数							
		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 定 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 定 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 定 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 定 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 定 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 定 以 外
農場数	31	1	1	29	24	3	0	21	0	0	0	0	2	0	2	0	19	0	6	13	9	0	6	3
全国	10,875	621	44	10,210	33,252	746	857	31,649	15	0	4	11	165	0	97	68	4,167	43	917	3,207	995	0	566	429
全国シェア	0.3%	0.2%	2.3%	0.3%	0.1%	0.4%	－	0.1%	－	－	－	－	1.2%	－	2.1%	－	0.5%	－	0.7%	0.4%	0.9%	－	1.1%	0.7%
頭羽数	2,841	1,200	1	1,640	3,290	2,057	0	1,233	0	0	0	0	3	0	3	0	276	0	6	270	116	0	14	102
全国	1,327,723	401,067	41	926,615	2,425,957	852,344	858	1,572,755	155	0	4	151	3,456	0	195	3,261	77,595	23,388	917	53,290	23,105	0	1,387	21,718
全国シェア	0.2%	0.3%	2.4%	0.2%	0.1%	0.2%	－	0.1%	－	－	－	－	0.1%	－	1.5%	－	0.4%	－	0.7%	0.5%	0.5%	－	1.0%	0.5%

	山羊				豚				いのしし				鶏								あひる			
	報 告 数				報 告 数				報 告 数				採 卵				肉 用							
													報 告 数				報 告 数							
	うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 定 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 定 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 定 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 定 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 定 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 定 以 外	
農場数	41	0	38	3	21	0	14	7	0	0	0	0	74	0	41	33	8	0	1	7	7	0	5	2
全国	5,061	0	4,351	710	5,642	826	1,710	3,106	209	0	191	18	12,804	506	9,377	2,921	3,797	338	300	3,159	911	7	823	81
全国シェア	0.8%	－	0.9%	0.4%	0.4%	－	0.8%	0.2%	－	－	－	－	0.6%	－	0.4%	1.1%	0.2%	－	0.3%	0.2%	0.8%	－	0.6%	2.5%
頭羽数	140	0	84	56	3,097	0	17	3,080	0	0	0	0	283,566	0	609	282,957	62,202	0	3	62,199	6,757	0	57	6,700
全国	22,019	614	9,135	12,270	8,808,985	5,891,000	2,345	2,915,640	724	0	335	389	189,514,566	145,856,042	144,482	43,514,042	155,420,720	50,107,400	5,894	105,307,426	350,136	121,983	7,123	221,030
全国シェア	0.6%	－	0.9%	0.5%	0.0%	－	0.7%	0.1%	－	－	－	－	0.1%	－	0.4%	0.7%	0.0%	－	0.1%	0.1%	1.9%	－	0.8%	3.0%

	うずら				きじ				だちょう				ほろほろ鳥				七面鳥			
	報 告 数				報 告 数				報 告 数				報 告 数				報 告 数			
		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 定 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 定 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 定 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 定 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 認 定 以 外
農場数	10	0	10	0	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全国	600	16	555	29	209	0	176	33	209	0	172	37	74	0	67	7	106	0	98	8
全国シェア	1.7%	－	1.8%	－	1.9%	－	2.3%	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
頭羽数	81	0	81	0	78	0	78	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全国	4,167,779	3,321,000	3,386	843,393	45,965	0	1,626	44,339	3,125	0	474	2,651	9,506	0	1,390	8,116	2,396	0	614	1,782
全国シェア	0.0%	－	2.4%	－	0.2%	－	4.8%	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

※ 当該年の家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

※ 大規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

- (1) 成牛（次のイ、ロに該当するもの）の場合 200頭以上
イ 月齢が満17月以上の肥育牛（乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。）
ロ 月齢が満24月以上のその他の牛
(2) 育成牛（次のイ、ロに該当するもの）の場合 3,000頭以上
イ 月齢が満4月以上満17月未満の肥育牛（乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。）
ロ 月齢が満4月以上満24月未満のその他の牛
(3) 水牛・馬の場合 200頭以上
(4) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 3,000頭以上
(5) 鶏・うずらの場合 10万羽以上
(6) あひる・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 1万羽以上

※ 小規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

- (1) 牛・水牛・馬の場合 1頭
(2) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6頭未満
(3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100羽未満
(4) だちょうの場合 10羽未満

(2)飼養衛生管理基準の遵守状況

① 牛	対象農場数				
	乳用	全体	30	うち大規模	1
	肉用	全体	24	うち大規模	3

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践						3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底	
遵守農場数(乳用)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	
遵守農場数(肉用)	24 (100.0%)	24 (100.0%)	24 (100.0%)	24 (100.0%)	24 (100.0%)	24 (100.0%)	24 (100.0%)	24 (100.0%)	24 (100.0%)	24 (100.0%)	24 (100.0%)	

	4記録の作成及び保管								5大規模所有者が講ずる措置		6獣医師等の 健康管理指導
	①立入者に関する記録 の作成・保管	②消毒の実施に関する 記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録 の作成・保管	④従事者の海外渡航記録 の作成・保管	⑤家畜の導入に関する 記録の作成・保管	⑥家畜の移動に関する 記録の作成・保管	⑦家畜の異状に関する 記録の作成・保管	⑧農場指導に関する 記録の作成・保管	①通報ルールの作成等	②畜舎ごとの 飼養衛生管理者の配置	
遵守農場数(乳用)	29 (96.7%)	29 (96.7%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	- -	- -	30 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	24 (100.0%)	24 (100.0%)	24 (100.0%)	24 (100.0%)	24 (100.0%)	24 (100.0%)	24 (100.0%)	24 (100.0%)	3 (100.0%)	3 (100.0%)	24 (100.0%)

	7家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備	8衛生管理区域の設定			9放牧制限の準備	10埋却等の準備	11愛玩動物の飼養禁止	12密飼いの防止	13衛生管理区域への必要のない者の立入制限	14他の畜産施設等に立ち入った者等の衛生管理区域への立入制限	15衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
		①衛生管理区域の境界の明確化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置							
遵守農場数(乳用)	30 (100.0%)	29 (96.7%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	24 (100.0%)	23 (95.8%)	23 (95.8%)	23 (95.8%)	24 (100.0%)	24 (100.0%)	24 (100.0%)	24 (100.0%)	24 (100.0%)	24 (100.0%)	24 (100.0%)

	16衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			17衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		18他の畜産施設等で 使用した物品を衛生管理区域 に持ち込む際の措置	19海外で使用した 衣服等を衛生管理区域 に持ち込む際の措置	20飲用水の給与	21安全な資材の利用	22家畜を導入する際の健康観察等	
	①衛生管理区域専用の 衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防 止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における 交差汚染の防止					①導入元の疾病 発生状況等の確認	②導入家畜の隔離の実施
遵守農場数(乳用)	28 (93.3%)	28 (93.3%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	29 (96.7%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	29 (96.7%)
遵守農場数(肉用)	22 (91.7%)	21 (87.5%)	24 (100.0%)	24 (100.0%)	24 (100.0%)	24 (100.0%)	24 (100.0%)	24 (100.0%)	24 (100.0%)	24 (100.0%)	24 (100.0%)

	23畜舎に立ち入る者の 手指消毒等	24畜舎の入口における靴の交換又は消毒		25器具の定期的な清掃又は消毒等		26畜舎への不必要な 物品の持込み制限	27死体保管場所への 野生動物の侵入防止	28給餌施設等への 野生動物の排せつ物等 の混入防止	29ねずみ及び害虫 の駆除	30衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	
		①畜舎専用の靴の設置 又は消毒	②汚れた靴の 洗浄・消毒	①器具の定期的な 清掃・消毒	②使用物品の1頭ごとの 交換等					①ねずみ等の隠れ場所 の一扫	②資材等の整理整頓 及び敷地の消毒
遵守農場数(乳用)	29 (96.7%)	29 (96.7%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	28 (93.3%)	30 (100.0%)	29 (96.7%)	30 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	23 (95.8%)	24 (100.0%)	24 (100.0%)	24 (100.0%)	24 (100.0%)	24 (100.0%)	24 (100.0%)	24 (100.0%)	24 (100.0%)	22 (91.7%)	23 (95.8%)

	31畜舎等施設の清掃 及び消毒	32毎日の家畜の健康観察	33衛生管理区域から 退出する者の手指消毒等	34衛生管理区域から 退出する車両の消毒	35衛生管理区域から搬出する 物品の消毒等	36家畜の出荷又は移動時の健康観察		37特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止		
						①家畜の移動前の 健康観察	②死体・排せつ物の 移動時の漏出防止	①特定症状の 早期通報	②特定症状発見時の 出荷・移動の制限	③特定症状発見時の 物品の持出し制限
遵守農場数(乳用)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	29 (96.7%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	29 (96.7%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	23 (95.8%)	24 (100.0%)	24 (100.0%)	24 (100.0%)	24 (100.0%)	24 (100.0%)	24 (100.0%)	24 (100.0%)	24 (100.0%)	24 (100.0%)

	38特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止			
	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等
遵守農場数(乳用)	30	(100.0%)	30	(100.0%)
遵守農場数(肉用)	24	(100.0%)	24	(100.0%)

③ 鶏

対象農場数				
採卵	全体	33	うち大規模	0
肉用	全体	7	うち大規模	0

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践						3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	④家保等から提供される情報の確認	⑤講習会等による家畜防疫情報の把握	⑥飼養衛生管理の定期的な点検	⑦衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑧家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底	
遵守農場数(採卵)	33 (100.0%)	31 (93.9%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	31 (93.9%)	31 (93.9%)	31 (93.9%)	
遵守農場数(肉用)	7 (100.0%)	7 (100.0%)	7 (100.0%)	7 (100.0%)	7 (100.0%)	7 (100.0%)	7 (100.0%)	7 (100.0%)	6 (85.7%)	7 (100.0%)	7 (100.0%)	

	4記録の作成及び保管									5大規模所有者が講ずる措置		
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤家きんの導入に関する記録の作成・保管	⑥家きんの移動に関する記録の作成・保管	⑦家きんの異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	①通報ルールの作成等	②畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置	③対応計画の策定	
遵守農場数(採卵)	33	(100.0%)	32	(97.0%)	33	(100.0%)	33	(100.0%)	33	(100.0%)	0	－
遵守農場数(肉用)	7	(100.0%)	7	(100.0%)	7	(100.0%)	7	(100.0%)	7	(100.0%)	0	－

	6獣医師等の 健康管理指導	7衛生管理区域の設定			8埋却等に備えた措置	9愛玩動物の飼養禁止	10密飼いの防止	11衛生管理区域への 必要のない者の 立入制限	12他の畜産施設等に 立ち入った者等の衛生管理 区域への立入制限	13衛生管理区域に 立ち入る者の手指消毒等
		①衛生管理区域の 境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域 の設定	③出入口等の適正配置						
遵守農場数(採卵)	32 (97.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	7 (100.0%)	7 (100.0%)	7 (100.0%)	7 (100.0%)	7 (100.0%)	7 (100.0%)	7 (100.0%)	7 (100.0%)	7 (100.0%)	7 (100.0%)

	14衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			15衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		16他の畜産施設等で 使用した物品を衛生管理区域 に持ち込む際の措置	17海外で使用した 衣服等を衛生管理区域 に持ち込む際の措置	18飲用水の給与	19家きんを導入する際の健康観察等		20家きん舎に立ち入る者の 手指消毒等			
	①衛生管理区域専用 の衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防 止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における交差汚染の 防止				①導入元の疾病 発生状況等の確認	②導入家きんの隔離の実施				
遵守農場数(採卵)	33	(100.0%)	30	(90.9%)	33	(100.0%)	32	(97.0%)	31	(93.9%)	33	(100.0%)	33	(100.0%)
遵守農場数(肉用)	7	(100.0%)	7	(100.0%)	7	(100.0%)	7	(100.0%)	7	(100.0%)	7	(100.0%)	7	(100.0%)

	21家きん舎ごとの専用の靴の設置並びに使用				22器具の定期的な清掃 又は消毒等	23家きん舎への不必要な 物品の持込み制限	24野生動物侵入防止のためのネット等の設置等		25給餌施設等への 野生動物の排せつ物等の 混入防止	26ねずみ及び害虫の駆除	
	①家きん舎ごとの 専用の靴の設置等	②更衣時の交差汚染の防止	③家きん舎内外での作業者 の区別等	④汚れた靴の 洗浄・消毒			①防鳥ネット等の設置	②定期点検・修繕		①殺そ剤・殺虫剤の散布、 粘着シートの設置等	②家きん舎の破損箇所の修 繕
遵守農場数(採卵)	31 (93.9%)	28 (84.8%)	31 (93.9%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	31 (93.9%)	32 (97.0%)	31 (93.9%)	32 (97.0%)	32 (97.0%)
遵守農場数(肉用)	7 (100.0%)	7 (100.0%)	6 (85.7%)	7 (100.0%)	7 (100.0%)	7 (100.0%)	7 (100.0%)	7 (100.0%)	7 (100.0%)	7 (100.0%)	7 (100.0%)

	27衛生管理区域内の整理整頓及び消毒		28家さん等施設の清掃 及び消毒	29毎日の家さんの健康観察	30衛生管理区域から 退出する者の手指消毒等	31衛生管理区域から 退出する車両の消毒	32衛生管理区域から搬出 する 物品の消毒等	33家さんの出荷又は移動時の健康観察	
	①ねずみ等の隠れ場所 の一扫	②資材等の整理整頓 及び敷地の消毒						①家さんの移動前の 健康観察	②死体・排せつ物の 移動時の漏出防止
遵守農場数(採卵)	31 (93.9%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	7 (100.0%)	7 (100.0%)	7 (100.0%)	7 (100.0%)	7 (100.0%)	7 (100.0%)	7 (100.0%)	7 (100.0%)	7 (100.0%)

	34特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止			35特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止			
	①特定症状の 早期通報	②特定症状発見時の 出荷・移動の制限	③特定症状発見時の 物品の持出し制限	①症状増加時の受診等	②症状増加時の 出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の 家保の指導の遵守	④その他異状の 確認時の受診等
遵守農場数(採卵)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	7 (100.0%)	7 (100.0%)	7 (100.0%)	7 (100.0%)	7 (100.0%)	7 (100.0%)	7 (100.0%)

④ 馬	対象農場数			
	全体	13	うち大規模	0

奈良県

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践					3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の馬所有者等との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底
遵守農場数	13 (100.0%)	13 (100.0%)	13 (100.0%)	13 (100.0%)	12 (92.3%)	13 (100.0%)	13 (100.0%)	13 (100.0%)	13 (100.0%)	11 (84.6%)	12 (92.3%)

	4記録の作成及び保管								5獣医師等の 健康管理指導
	①立入者に関する記録 の作成・保管	②消毒の実施に関する 記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録 の作成・保管	④従事者の海外渡航記録 の作成・保管	⑤馬の導入に関する 記録の作成・保管	⑥馬の移動に関する 記録の作成・保管	⑦馬の異状に関する 記録の作成・保管	⑧農場指導に関する 記録の作成・保管	
遵守農場数	11 (84.6%)	10 (76.9%)	13 (100.0%)	13 (100.0%)	13 (100.0%)	13 (100.0%)	13 (100.0%)	13 (100.0%)	11 (84.6%)

	6衛生管理区域の設定			7衛生管理区域への必要のない者への立入制限	8他の馬飼養施設等に立ち入った者の衛生管理区域への立入制限	9衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	10衛生管理区域に立入る車両の消毒等	11他の馬飼養施設等で使用した物品の消毒等	12海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	13飲用水の給与
	①衛生管理区域の境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置							
遵守農場数	13 (100.0%)	13 (100.0%)	13 (100.0%)	13 (100.0%)	13 (100.0%)	13 (100.0%)	12 (92.3%)	12 (92.3%)	13 (100.0%)	13 (100.0%)

	14馬を導入する際の健康観察等		15厩舎に立ち入る者の手指消毒等	16厩舎の入口における靴の交換又は消毒		17器具の定期的な清掃・消毒等	18厩舎への不必要な物品の持込み制限	19死体保管場所への野生動物の侵入防止	20給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	21衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	
	①導入元の疾病発生状況の確認	②導入家畜の隔離の実施		①厩舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒					①ねずみ等の隠れ場所の一指	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒
遵守農場数	13 (100.0%)	13 (100.0%)	12 (92.3%)	9 (69.2%)	10 (76.9%)	13 (100.0%)	13 (100.0%)	13 (100.0%)	12 (92.3%)	12 (92.3%)	13 (100.0%)

	22厩舎等施設の清掃及び消毒	23毎日の馬の健康観察	24衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	25衛生管理区域から退出する車両の消毒	26衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	27馬の出荷又は移動時の健康観察		28異常が確認された場合の出荷・移動の停止			
						①馬の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等
遵守農場数	12 (92.3%)	13 (100.0%)	12 (92.3%)	13 (100.0%)	13 (100.0%)	13 (100.0%)	13 (100.0%)	13 (100.0%)	13 (100.0%)	13 (100.0%)	13 (100.0%)

※ 対象農場数とは、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏の5については、大規模農場のみが対象となる)。
※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。()内は遵守農場数を、対象農場数で除した遵守率。
※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。
※ 対象農場数が2以下の場合は遵守状況を公表していない。

2. 家畜防疫員の確保の状況

(令和6年4月1日現在)																			
総計 A+B+ C+D	獣 医 師																		獣 医 師 以 外 の 者 D
	合計 A+B+ C	地 方 公 共 団 体												民 間 団 体				個 人 診 療 C	
		計	都 道 府 県							保 健 所	市 町 村	そ の 他	計 B	農 業 共 済 団 体	農 業 協 同 組 合	そ の 他			
			本 庁			地 方 農 林 事 務 所 等	家 畜 保 健 衛 生 所	畜 産 試 験 場 等	地 方 衛 生 研 究 所								食 肉 衛 生 検 査 所		
			家 畜 衛 生 関 係	公 衆 衛 生 関 係	そ の 他														
A	6	2	0	0	22	11	0	2	0	0	0	1	0	0	1	0	2		

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。(単位:人)

3. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
250	250	0	100.0%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数

和歌山県

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1)報告農場数及び頭羽数

(令和6年2月1日現在)

	牛								水牛				鹿				馬				めん羊			
	乳 用				肉 用																			
	報 告 数				報 告 数				報 告 数				報 告 数				報 告 数							
		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 肥 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 肥 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 肥 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 肥 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 肥 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 肥 以 外
農場数	5	1	0	4	38	1	0	37	1	0	0	1	2	0	1	1	17	0	5	12	7	0	6	1
全国	10,875	621	44	10,210	33,252	746	857	31,649	15	0	4	11	165	0	97	68	4,167	43	917	3,207	995	0	566	429
全国シェア	0.0%	0.2%	－	0.0%	0.1%	0.1%	－	0.1%	6.7%	－	－	9.1%	1.2%	－	1.0%	1.5%	0.4%	－	0.5%	0.4%	0.7%	－	1.1%	0.2%
頭羽数	495	383	0	112	2,681	626	0	2,055	4	0	0	4	96	0	6	90	92	0	5	87	22	0	14	8
全国	1,327,723	401,067	41	926,615	2,425,957	852,344	858	1,572,755	155	0	4	151	3,456	0	195	3,261	77,595	23,388	917	53,290	23,105	0	1,387	21,718
全国シェア	0.0%	0.1%	－	0.0%	0.1%	0.1%	－	0.1%	2.6%	－	－	2.6%	2.8%	－	3.1%	2.8%	0.1%	－	0.5%	0.2%	0.1%	－	1.0%	0.0%

	山羊				豚				いのしし				鶏								あひる			
	報 告 数				報 告 数				報 告 数				採 卵				肉 用							
													報 告 数	うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 肥 以 外	報 告 数	うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 肥 以 外	報 告 数	うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 肥 以 外
農場数	60	0	54	6	21	0	12	9	10	0	9	1												
全国	5,061	0	4,351	710	5,642	826	1,710	3,106	209	0	191	18	12,804	506	9,377	2,921	3,797	338	300	3,159	911	7	823	81
全国シェア	1.2%	－	1.2%	0.8%	0.4%	－	0.7%	0.3%	4.8%	－	4.7%	5.6%	1.0%	－	1.1%	1.0%	0.6%	－	－	0.7%	1.0%	－	0.7%	3.7%
頭羽数	172	0	102	70	1,378	0	16	1,362	42	0	26	16	274,420	0	1,799	272,621	335,428	0	0	335,428	7,586	0	26	7,560
全国	22,019	614	9,135	12,270	8,808,985	5,891,000	2,345	2,915,640	724	0	335	389	189,514,566	145,856,042	144,482	43,514,042	155,420,720	50,107,400	5,894	105,307,426	350,136	121,983	7,123	221,030
全国シェア	0.8%	－	1.1%	0.6%	0.0%	－	0.7%	0.0%	5.8%	－	7.8%	4.1%	0.1%	－	1.2%	0.6%	0.2%	－	－	0.3%	2.2%	－	0.4%	3.4%

	うずら				きじ				だちょう				ほろほろ鳥				七面鳥			
	報 告 数				報 告 数				報 告 数				報 告 数				報 告 数			
		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 肥 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 肥 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 肥 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 肥 以 外		うち 大 規 模	うち 小 規 模	うち を 肥 以 外
農場数	3	0	3	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	1	0	1	0	1	0
全国	600	16	555	29	209	0	176	33	209	0	172	37	74	0	67	7	106	0	98	8
全国シェア	0.5%	—	0.5%	—	—	—	—	—	0.5%	—	—	2.7%	1.4%	—	1.5%	—	0.9%	—	1.0%	—
頭羽数	12	0	12	0	0	0	0	0	2	0	0	2	50	0	50	0	25	0	25	0
全国	4,167,779	3,321,000	3,386	843,393	45,965	0	1,626	44,339	3,125	0	474	2,651	9,506	0	1,390	8,116	2,396	0	614	1,782
全国シェア	0.0%	—	0.4%	—	—	—	—	—	0.1%	—	—	0.1%	0.5%	—	3.6%	—	1.0%	—	4.1%	—

※ 当該年の家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

※ 大規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

- (1) 成牛（次のイ、ロに該当するもの）の場合 200頭以上
イ 月齢が満17月以上の肥育牛（乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。）
ロ 月齢が満24月以上のその他の牛
(2) 育成牛（次のイ、ロに該当するもの）の場合 3,000頭以上
イ 月齢が満4月以上満17月未満の肥育牛（乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。）
ロ 月齢が満4月以上満24月未満のその他の牛
(3) 水牛・馬の場合 200頭以上
(4) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 3,000頭以上
(5) 鶏・うずらの場合 10万羽以上
(6) あひる・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 1万羽以上

※ 小規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

- (1) 牛・水牛・馬の場合 1頭
(2) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6頭未満
(3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100羽未満
(4) だちょうの場合 10羽未満

(2)飼養衛生管理基準の遵守状況

① 牛	対象農場数				
	乳用	全体	5	うち大規模	1
	肉用	全体	38	うち大規模	1

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践						3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守		①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底
遵守農場数(乳用)	5	(100.0%)	5	(100.0%)	5	(100.0%)	4	(80.0%)	2	(40.0%)	5	(100.0%)
遵守農場数(肉用)	38	(100.0%)	36	(94.7%)	36	(94.7%)	37	(97.4%)	32	(84.2%)	34	(89.5%)

	4記録の作成及び保管									5大規模所有者が講ずる措置		6獣医師等の健康管理指導
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤家畜の導入に関する記録の作成・保管	⑥家畜の移動に関する記録の作成・保管	⑦家畜の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管		①通報ルールの作成等	②畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置	
遵守農場数(乳用)	2	(40.0%)	2	(40.0%)	4	(80.0%)	5	(100.0%)	5	(100.0%)	4	(80.0%)
遵守農場数(肉用)	20	(52.6%)	14	(36.8%)	35	(92.1%)	35	(92.1%)	37	(97.4%)	36	(94.7%)

	7家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備	8衛生管理区域の設定			9放牧制限の準備	10埋却等の準備	11愛玩動物の飼養禁止	12密飼いの防止	13衛生管理区域への必要のない者の立入制限	14他の畜産施設等に立ち入った者等の衛生管理区域への立入制限	15衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
		①衛生管理区域の境界の明確化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置							
遵守農場数(乳用)	3 (60.0%)	3 (60.0%)	3 (60.0%)	4 (80.0%)	4 (80.0%)	3 (60.0%)	4 (80.0%)	5 (100.0%)	4 (80.0%)	5 (100.0%)	3 (60.0%)
遵守農場数(肉用)	32 (84.2%)	30 (78.9%)	31 (81.6%)	33 (86.8%)	37 (97.4%)	28 (73.7%)	33 (86.8%)	38 (100.0%)	38 (100.0%)	35 (92.1%)	23 (60.5%)

	16衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			17衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		18他の畜産施設等で 使用した物品を衛生管理区域 に持ち込む際の措置	19海外で使用した 衣服等を衛生管理区域 に持ち込む際の措置	20飲用水の給与	21安全な資材の利用	22家畜を導入する際の健康観察等	
	①衛生管理区域専用の 衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防 止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における 交差汚染の防止					①導入元の疾病 発生状況等の確認	②導入家畜の隔離の実施
遵守農場数(乳用)	4 (80.0%)	1 (20.0%)	3 (60.0%)	1 (20.0%)	1 (20.0%)	2 (40.0%)	3 (60.0%)	4 (80.0%)	5 (100.0%)	4 (80.0%)	4 (80.0%)
遵守農場数(肉用)	21 (55.3%)	16 (42.1%)	35 (92.1%)	21 (55.3%)	13 (34.2%)	34 (89.5%)	33 (86.8%)	32 (84.2%)	37 (97.4%)	37 (97.4%)	35 (92.1%)

	23畜舎に立ち入る者の 手指消毒等	24畜舎の入口における靴の交換又は消毒		25器具の定期的な清掃又は消毒等		26畜舎への不必要な 物品の持込み制限	27死体保管場所への 野生動物の侵入防止	28給餌施設等への 野生動物の排せつ物等 の混入防止	29ねずみ及び害虫 の駆除	30衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	
		①畜舎専用の靴の設置 又は消毒	②汚れた靴の 洗浄・消毒	①器具の定期的な 清掃・消毒	②使用物品の1頭ごとの 交換等					①ねずみ等の隠れ場所 の一扫	②資材等の整理整頓 及び敷地の消毒
遵守農場数(乳用)	4 (80.0%)	3 (60.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	4 (80.0%)	3 (60.0%)	5 (100.0%)	1 (20.0%)	3 (60.0%)
遵守農場数(肉用)	19 (50.0%)	19 (50.0%)	35 (92.1%)	32 (84.2%)	35 (92.1%)	37 (97.4%)	31 (81.6%)	24 (63.2%)	29 (76.3%)	23 (60.5%)	29 (76.3%)

	31畜舎等施設の清掃及び消毒	32毎日の家畜の健康観察	33衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	34衛生管理区域から退出する車両の消毒	35衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	36家畜の出荷又は移動時の健康観察		37特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止		
						①家畜の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①特定症状の早期通報	②特定症状発見時の出荷・移動の制限	③特定症状発見時の物品の持出し制限
遵守農場数(乳用)	3	(60.0%)	5	(100.0%)	2	(40.0%)	3	(60.0%)	5	(100.0%)
遵守農場数(肉用)	30	(78.9%)	38	(100.0%)	17	(44.7%)	21	(55.3%)	31	(81.6%)

	38特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止			
	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等
遵守農場数(乳用)	5	(100.0%)	5	(100.0%)
遵守農場数(肉用)	38	(100.0%)	38	(100.0%)

[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]

③ 鶏

対象農場数				
採卵	全体	30	うち大規模	0
肉用	全体	23	うち大規模	0

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践						3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底	
遵守農場数(採卵)	30 (100.0%)	26 (86.7%)	29 (96.7%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	27 (90.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	27 (90.0%)	26 (86.7%)	28 (93.3%)	
遵守農場数(肉用)	23 (100.0%)	23 (100.0%)	23 (100.0%)	23 (100.0%)	15 (65.2%)	23 (100.0%)	17 (73.9%)	23 (100.0%)	23 (100.0%)	23 (100.0%)	23 (100.0%)	

	4記録の作成及び保管									5大規模所有者が講ずる措置		
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤家さんの導入に関する記録の作成・保管	⑥家さんの移動に関する記録の作成・保管	⑦家さんの異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	①通報ルールの作成等	②畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置	③対応計画の策定	
遵守農場数(採卵)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	28 (93.3%)	27 (90.0%)	0 －	0 －	0 －	
遵守農場数(肉用)	22 (95.7%)	21 (91.3%)	23 (100.0%)	23 (100.0%)	23 (100.0%)	23 (100.0%)	23 (100.0%)	23 (100.0%)	0 －	0 －	0 －	

	6獣医師等の 健康管理指導		7衛生管理区域の設定			8埋却等に備えた措置	9愛玩動物の飼養禁止	10密飼いの防止	11衛生管理区域への 必要のない者の 立入制限	12他の畜産施設等に 立ち入った者等の衛生管理 区域への立入制限	13衛生管理区域に 立ち入る者の手指消毒等	
			①衛生管理区域の 境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域 の設定	③出入口等の適正配置							
遵守農場数(採卵)	21	(70.0%)	30	(100.0%)	30	(100.0%)	30	(100.0%)	30	(100.0%)	30	(100.0%)
遵守農場数(肉用)	20	(87.0%)	23	(100.0%)	23	(100.0%)	23	(100.0%)	23	(100.0%)	23	(100.0%)

	14衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			15衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		16他の畜産施設等で 使用した物品を衛生管理区域 に持ち込む際の措置	17海外で使用した 衣服等を衛生管理区域 に持ち込む際の措置	18飲用水の給与	19家きんを導入する際の健康観察等		20家きん舎に立ち入る者の 手指消毒等					
	①衛生管理区域専用の 衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防 止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における交差汚染の 防止				①導入元の疾病 発生状況等の確認	②導入家きんの隔離の実施						
遵守農場数(採卵)	30	(100.0%)	30	(100.0%)	30	(100.0%)	28	(93.3%)	30	(100.0%)	29	(96.7%)	27	(90.0%)	29	(96.7%)
遵守農場数(肉用)	23	(100.0%)	23	(100.0%)	23	(100.0%)	18	(78.3%)	23	(100.0%)	23	(100.0%)	23	(100.0%)	23	(100.0%)

	21家きん舎ごとの専用の靴の設置並びに使用				22器具の定期的な清掃 又は消毒等	23家きん舎への不必要な 物品の持込み制限	24野生動物侵入防止のためのネット等の設置等		25給餌施設等への 野生動物の排せつ物等の 混入防止	26ねずみ及び害虫の駆除	
	①家きん舎ごとの 専用の靴の設置等	②更衣時の交差汚染の防止	③家きん舎内外での作業者 の区別等	④汚れた靴の 洗浄・消毒			①防鳥ネット等の設置	②定期点検・修繕		①殺そ剤・殺虫剤の散布、 粘着シートの設置等	②家きん舎の破損箇所の修 繕
遵守農場数(採卵)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	28 (93.3%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	29 (96.7%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	23 (100.0%)	23 (100.0%)	22 (95.7%)	23 (100.0%)	23 (100.0%)	23 (100.0%)	23 (100.0%)	23 (100.0%)	23 (100.0%)	23 (100.0%)	22 (95.7%)

	27衛生管理区域内の整理整頓及び消毒		28家さん等施設の清掃 及び消毒	29毎日の家さんの健康観察	30衛生管理区域から 退出する者の手指消毒等	31衛生管理区域から 退出する車両の消毒	32衛生管理区域から搬出 する 物品の消毒等	33家さんの出荷又は移動時の健康観察	
	①ねずみ等の隠れ場所 の一扫	②資材等の整理整頓 及び敷地の消毒						①家さんの移動前の 健康観察	②死体・排せつ物の 移動時の漏出防止
遵守農場数(採卵)	29 (96.7%)	29 (96.7%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	29 (96.7%)	30 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	23 (100.0%)	23 (100.0%)	23 (100.0%)	23 (100.0%)	23 (100.0%)	23 (100.0%)	22 (95.7%)	23 (100.0%)	23 (100.0%)

	34特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止			35特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止			
	①特定症状の 早期通報	②特定症状発見時の 出荷・移動の制限	③特定症状発見時の 物品の持出し制限	①症状増加時の受診等	②症状増加時の 出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の 家保の指導の遵守	④その他異状の 確認時の受診等
遵守農場数(採卵)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	23 (100.0%)	23 (100.0%)	23 (100.0%)	23 (100.0%)	23 (100.0%)	23 (100.0%)	23 (100.0%)

④ 馬	対象農場数			
	全体	12	うち大規模	0

和歌山県

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践					3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の馬所有者等との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底
遵守農場数	12 (100.0%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	5 (41.7%)	12 (100.0%)	4 (33.3%)	4 (33.3%)	4 (33.3%)

	4記録の作成及び保管								5獣医師等の 健康管理指導
	①立入者に関する記録 の作成・保管	②消毒の実施に関する 記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録 の作成・保管	④従事者の海外渡航記録 の作成・保管	⑤馬の導入に関する 記録の作成・保管	⑥馬の移動に関する 記録の作成・保管	⑦馬の異状に関する 記録の作成・保管	⑧農場指導に関する 記録の作成・保管	
遵守農場数	5 (41.7%)	5 (41.7%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	7 (58.3%)	12 (100.0%)

	6衛生管理区域の設定			7衛生管理区域への必要のない者への立入制限	8他の馬飼養施設等に立ち入った者の衛生管理区域への立入制限	9衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	10衛生管理区域に立入る車両の消毒等	11他の馬飼養施設等で使用した物品の消毒等	12海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	13飲用水の給与
	①衛生管理区域の境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置							
遵守農場数	12 (100.0%)	9 (75.0%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	5 (41.7%)	6 (50.0%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)

	14馬を導入する際の健康観察等		15厩舎に立ち入る者の手指消毒等	16厩舎の入口における靴の交換又は消毒		17器具の定期的な清掃・消毒等	18厩舎への不必要な物品の持込み制限	19死体保管場所への野生動物の侵入防止	20給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	21衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	
	①導入元の疾病発生状況の確認	②導入家畜の隔離の実施		①厩舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒					①ねずみ等の隠れ場所の一指	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒
遵守農場数	12 (100.0%)	12 (100.0%)	10 (83.3%)	6 (50.0%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	8 (66.7%)	8 (66.7%)	11 (91.7%)

	22厩舎等施設の清掃及び消毒	23毎日の馬の健康観察	24衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	25衛生管理区域から退出する車両の消毒	26衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	27馬の出荷又は移動時の健康観察		28異常が確認された場合の出荷・移動の停止			
						①馬の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等
遵守農場数	5 (41.7%)	12 (100.0%)	6 (50.0%)	9 (75.0%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)

※ 対象農場数とは、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏の5については、大規模農場のみが対象となる)。
※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。()内は遵守農場数を、対象農場数で除した遵守率。
※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。
※ 対象農場数が2以下の場合は遵守状況を公表していない。

2. 家畜防疫員の確保の状況

(令和6年4月1日現在)																		
総計 A+B+ C+D	獣 医 師																	獣 医 師 以 外 の 者 D
	合計 A+B+ C	地 方 公 共 団 体										民 間 団 体				個 人 診 療 C		
		計	都 道 府 県					保 健 所	市 町 村	そ の 他	計 B	農 業 共 済 団 体	農 業 協 同 組 合	そ の 他				
			本 庁	地方農 林 事 務 所 等	家 畜 保 健 衛 生 所	畜 産 試 験 場 等	地 方 衛 生 研 究 所								食 肉 衛 生 検 査 所			
	A	家 畜 衛 生 関 係	公 衆 衛 生 関 係	そ の 他														
43	43	43	6	2	0	0	22	10	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。

(単位: 人)

3. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
332	332	0	100.0%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数